

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年2月13日
【会社名】	株式会社エムケイシステム
【英訳名】	MKSystem Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三宅 登
【本店の所在の場所】	大阪市北区中崎西二丁目4番12号
【電話番号】	06-7222-3388（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画室長 朝倉 嘉嗣
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区中崎西二丁目4番12号
【電話番号】	06-7222-3388（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画室長 朝倉 嘉嗣
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 224,400,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 198,000,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 69,300,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	80,000（注）2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社の標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1．平成27年2月13日開催の取締役会決議によっております。
- 2．発行数については、平成27年2月26日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
- 3．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 4．上記とは別に、平成27年2月13日開催の取締役会において、岡三証券株式会社を割当先とする当社普通株式21,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

平成27年3月6日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成27年2月26日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売却価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	80,000	224,400,000	121,440,000
計（総発行株式）	80,000	224,400,000	121,440,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受により募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成27年2月13日開催の取締役会決議に基づき、平成27年3月6日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（3,300円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は264,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成27年 3月 9日(月) 至 平成27年 3月12日(木)	未定 (注) 4	平成27年 3月16日(月)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成27年 2月26日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成27年 3月 6日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成27年 2月26日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成27年 3月 6日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成27年 2月13日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成27年 3月 6日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成27年 3月17日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込みに先立ち、平成27年 2月27日から平成27年 3月 5日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たっては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 玉造支店	大阪市中央区玉造一丁目7番4号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	未定	1. 買取引受によります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成27年3月16日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
SMBCFREND証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
エイチ・エス証券株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号		
むさし証券株式会社	埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13		
計		80,000	

- (注) 1. 平成27年2月26日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日（平成27年3月6日）に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
242,880,000	7,000,000	235,880,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（3,300円）を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額235,880千円については、「1 新規発行株式」の（注）4に記載の第三者割当増資の手取概算額上限63,756千円と合わせて、以下の投資に充当する予定であります。

クラウドサービスの品質の維持、向上を目的としたサーバ等への設備投資資金として30,000千円（平成28年3月期：15,000千円、平成29年3月期：15,000千円）

システムバージョンアップ、及び新機能付加のためのソフトウェア開発投資資金として50,000千円（平成28年3月期：34,000千円、平成29年3月期：16,000千円）

事業拡大のための採用費及び人件費として100,000千円（平成28年3月期：35,000千円、平成29年3月期：65,000千円）

財務体質の強化を目的とした長期借入金の返済原資として40,000千円（平成28年3月期：20,000千円、平成29年3月期：20,000千円）

なお、残額については、インターネットデータセンターの運用費用等の運転資金に充当いたします。

また、各々の具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

- (注) 1. インターネットデータセンターとは、顧客のサーバを預かり、インターネットへの接続回線や保守・運用サービスを提供する施設のことです。
2. 設備投資資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照ください。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成27年3月6日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	60,000	198,000,000	大阪府吹田市 三宅 登 40,000株 東京都品川区 朝倉 嘉嗣 8,000株 大阪市港区 宮本 妙子 8,000株 千葉県習志野市 中村 一三 4,000株
計（総売出株式）	-	60,000	198,000,000	-

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（3,300円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成27年 3月9日(月) 至 平成27年 3月12日(木)	100	未定 (注) 2	引受人の本店 及び全国各支 店	東京都中央区日本橋一丁目 17番6号 岡三証券株式会社	未定 (注) 3

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)1と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成27年3月6日）に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング 方式	21,000	69,300,000	東京都中央区日本橋一丁目17番6号 岡三証券株式会社 21,000株
計（総売出株式）		21,000	69,300,000	

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、岡三証券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成27年2月13日開催の取締役会において、岡三証券株式会社を割当先とする当社普通株式21,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、岡三証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（3,300円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1	自 平成27年 3月9日(月) 至 平成27年 3月12日(木)	100	未定 (注) 1	岡三証券株 式会社の本 店及び全国 各支店		

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. 岡三証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」の(注)7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所「ASDAQ（スタンダード）」への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、岡三証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所「ASDAQ（スタンダード）」への上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である三宅 登（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は平成27年2月13日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式21,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式21,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定（注）1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）2
(4)	払込期日	平成27年3月27日（金）

（注）1 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成27年2月26日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2 割当価格は、平成27年3月6日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成27年3月17日から平成27年3月24日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人及び売出人である三宅登、売出人である朝倉嘉嗣、宮本妙子、中村一三、並びに当社株主である株式会社日本自動調節器製作所、内野恒樹、荒木正暢及び佐藤勝義は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の平成27年9月12日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却(ただし、引受人の買取引受による株式売出し等は除く。)等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後、180日目の平成27年9月12日までの期間は、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成27年2月13日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第3 【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

(1) 表紙に当社のロゴマーク



裏表紙に



を記載いたします。

MKSystem Corporation

(2) 表紙の次に「1. 業績等の推移」～「2. 事業の内容」をカラー印刷したものを記載いたします。

1. 業績等の推移

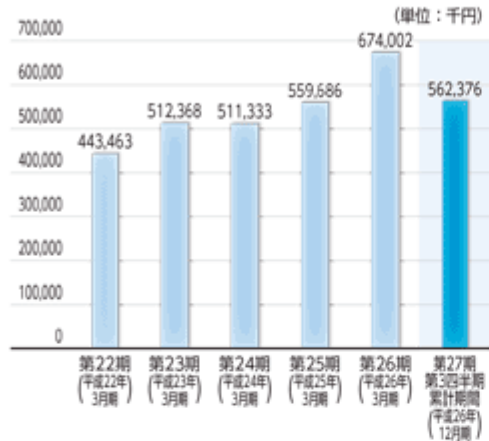
● 主要な経営指標等の推移

回次		第22期	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期第3四半期
決算年月		平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成26年12月
売上高	(千円)	443,463	512,368	511,333	559,686	674,002	562,376
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△47,626	△5,953	40,935	118,050	177,972	164,020
当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)	(千円)	△53,838	△12,343	39,297	116,420	123,959	100,895
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—	—	—	—
資本金	(千円)	40,000	40,000	40,000	40,000	50,000	50,000
発行済株式総数	(株)	8,236	8,236	8,236	8,236	8,576	428,800
純資産額	(千円)	8,341	△4,001	35,296	151,716	292,675	393,571
総資産額	(千円)	339,673	306,100	288,362	368,787	572,314	601,550
1株当たり純資産額	(円)	1,012.81	△485.89	4,285.60	368.42	682.55	917.84
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期(四半期)純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△)	(円)	△6,537.00	△1,498.70	4,771.49	282.71	300.62	235.30
潜在株式調整後 1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	2.5	△1.3	12.2	41.1	51.1	65.4
自己資本利益率	(%)	—	—	251.2	124.5	55.8	29.4
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	114,167	180,323	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△15,811	△18,457	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△26,198	△22,122	—
現金及び現金同等物の期末(四半期)残高(千円)		—	—	—	183,193	322,936	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	29 (3)	26 (3)	29 (3)	28 (4)	31 (4)	31 (6)

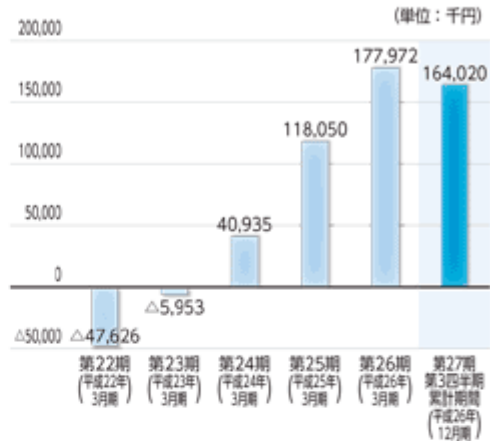
- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。
4. 第22期及び第23期の自己資本利益率については、当期純損失のため記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益については、第22期、第23期及び第26期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。また、第24期及び第25期は潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
6. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 当社は第24期までは、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
8. 前事業年度(第25期)及び当事業年度(第26期)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人により監査を受けておりますが、第22期、第23期及び第24期の財務諸表については、監査を受けておりません。なお、第27期第3四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。
9. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数(臨時従業員)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。
10. 当社は第25期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。なお、平成26年7月31日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、第25期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額を算定しております。
11. 当社は、平成26年7月31日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)]の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりになります。なお、第22期、第23期及び第24期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次		第22期	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期第3四半期
決算年月		平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成26年12月
1株当たり純資産額	(円)	20.26	△9.72	85.71	368.42	682.55	917.84
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期(四半期)純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額(△)	(円)	△130.74	△29.97	95.43	282.71	300.62	235.30
潜在株式調整後 1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円)	—	—	—	—	—	—

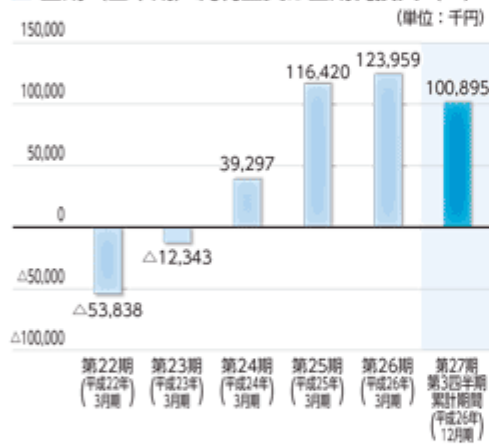
■ 売上高



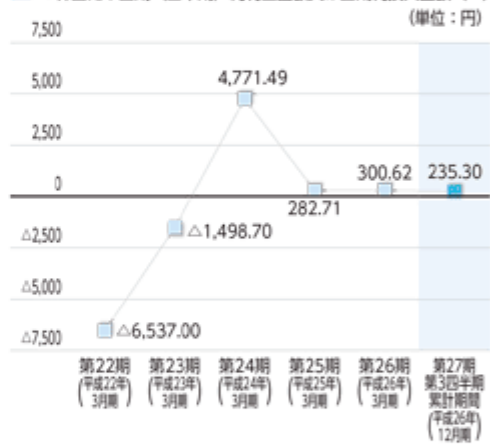
■ 経常利益又は経常損失 (△)



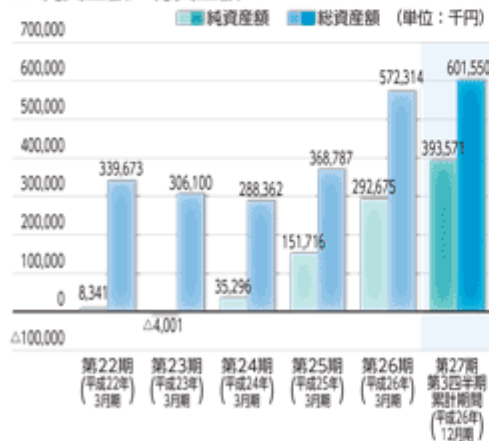
■ 当期（四半期）純利益又は当期純損失 (△)



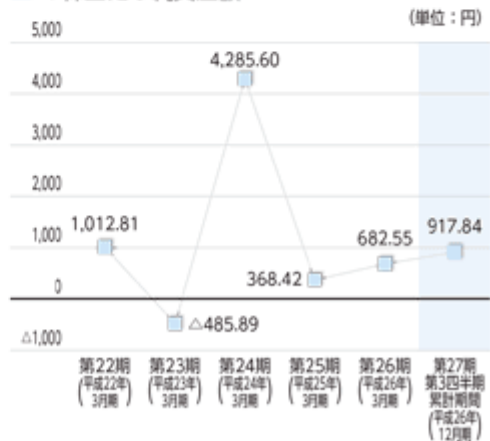
■ 1株当たり当期（四半期）純利益金額又は当期純損失金額 (△)



■ 純資産額／総資産額



■ 1株当たり純資産額



(注) 当社は、平成26年7月31日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。上記「1株当たり当期（四半期）純利益金額又は当期純損失金額 (△)」「1株当たり純資産額」の各グラフでは、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を記載しております。

2. 事業の内容

当社は、社会保険労務士事務所、労働保険事務組合（注1）における社会保険（注2）、労働保険（注3）、給与計算等の手続きをサポートする業務支援ソフトウェアをASP方式によりサービス提供しております。

それぞれの販売区分におけるサービスの内容、主要なサービス及び商品は以下のとおりです。

販売区分	サービスの内容	主要なサービス及び商品
クラウドサービス（注4）		
ASPサービス（注5）	社会保険、労働保険等に関して、関連した官公庁に申請する業務支援ソフトウェアをASP方式によりサービス提供しております。また、社会保険、労働保険に付随して、給与計算、就業管理、従業員台帳管理等の人事・勤怠に関する各種ソフトを提供しております。	① ネットde社労夢 ② 社労夢ハウス ③ 社労夢Lite ④ ネットde事務組合
システム構築サービス	ASPサービスのユーザーがASPを稼働する際に、初期に発生する準備作業やユーザーごとの簡易ホームページの作成提供に加え、社労夢システムに関連したASP各システムのカスタマイズ受託等を行っております。	① 初期設定サービス ② ASP各システムのカスタマイズ
システム商品販売	ASP稼働に付随した商品や端末機器の販売、サプライ商品（給与・労働保険関連帳票等）及びシステム機器等の販売を行っております。	① 端末機器 ② サプライ商品 ③ システム機器

- (注) 1. 労働保険事務組合とは、中小事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の認可を受けた団体であります。
2. 社会保険とは、健康保険などの医療保険、厚生年金保険などの年金保険及び介護保険の総称であります。
3. 労働保険とは、雇用保険及び労災保険の総称であります。
4. クラウドサービスとは、ネットワーク上にあるアプリケーションやサーバなどのリソースをネットワーク経由で提供するサービスであります。
5. ASP（Application Service Provider）サービスとは、アプリケーションソフト等のサービスをネットワーク経由で提供するソフトウェアの配布形態のことです。

1. ASPサービス

① ネットde社労夢

社会保険労務士事務所の主要業務の一つである、官公庁に申請を行う社会保険・労働保険等に関する業務支援システムであり、ASP方式によりサービスを提供しております。「ネットde社労夢」を利用することで、社会保険の資格取得・喪失、月額算定基礎届、保険料変更通知等の機能を利用することが可能であり、労働保険では、保険関係成立届、概算・確定申告書、一括有期事業報告書、雇用保険関連の資格取得・喪失届等の機能を利用することが可能です。

また、社会保険労務士事務所の顧問先をインターネットで繋ぐ「ネットde顧問」をオプション機能として利用することが可能であり、利用人数に応じた従量課金としております。「ネットde顧問」は、人事・総務に関する6つの機能からなる総合システムであります。例えば、システムで打刻された顧問先社員のタイムカードデータを、インターネット経由で社会保険労務士事務所が取り込み、給与計算を行うなどの機能があります。



② 社労夢ハウス

「ネットde社労夢」の上位サービスとして社会保険労務士事務所と顧問先を結ぶ総合的な人事・労務業務支援ネットワークサービスであります。

サービス機能は①ネットde社労夢と同様ですが、「ネットde社労夢」オプション機能の「ネットde顧問」は、利用する人数に応じた従量制の課金であるのに対し、「社労夢ハウス」では一定の利用人数までは基本料金内で利用することが可能な点が相違しております。

さらに、上記以外にも社会保険労務士事務所が顧問先に対するコンサルティングに用いるツールとして、労務監査ツール、人材・組織診断システム「CUBIC（キュービック）」、健康診断メンタルヘルスカササービス等の充実した業務支援コンテンツを提供しております。



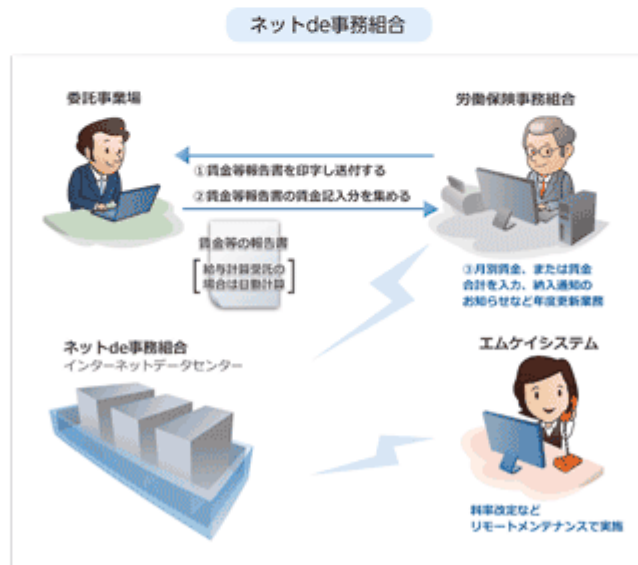
③ 社労夢Lite

「ネットde社労夢」の機能のうち、社会保険労務士事務所に必要な最小限の機能だけを抽出したサービスです。パソコン1台で、給与計算から社会保険・労働保険の各種手続き、電子申請まで幅広く対応できるオールインワンのパッケージであり、ユーザーは当社ホームページよりソフトウェアをダウンロードして利用します。「ネットde社労夢」の機能性・使いやすさを維持しながら、低価格で同様のサービスが利用できることが特徴であり、比較的小規模な社会保険労務士事務所に適したサービスであります。



④ ネットde事務組合

労働保険事務組合向けのASPサービスであり、労働保険の年度更新、電子申請、雇用保険関連の手続き等を支援するシステムであります。



2. システム構築サービス

① 初期設定サービス

当社のASPサービスを導入する際に必要となる、ユーザーごとのアプリケーション、データエリア、セキュリティ等の設定、ID・パスワードの発行等の初期設定を行うサービスであります。また、社労夢ハウスではユーザーごとの簡易ホームページの作成提供を行っております。

② ASP各システムのカスタマイズ

ASP各システムの標準版についてユーザーからカスタマイズの要望があった際に、要望に応じた仕様変更を行っております。

3. システム商品販売

① 端末機器

ASP各システムを稼働する際にユーザーが使用するソフト及び端末機器であります。

品目	使用目的
<ul style="list-style-type: none"> ・カードリーダー ・カード ・カード認証ソフト ・指紋センサー ・指紋登録ソフト 	勤怠管理等を行うために使用するソフト及び端末機器等であります。
<ul style="list-style-type: none"> ・セキュアde社労夢 	パスワード認証を行う事務所向けセキュリティUSBメモリ ^(注) であります。便利性とセキュリティを両立する、パスワード認証・ハードウェア強制暗号化などの基本機能の他、詳細なセキュリティポリシーの設定やパスワード忘れ時のレスキュー機能などを搭載しております。

(注) セキュリティUSBメモリとは、PCなどに保存したデータを、持ち運ぶ際に起こりうる、ウィルス感染や情報漏洩などを未然に防ぐための暗号化機能等を搭載したUSBメモリであります。

② サプライ商品

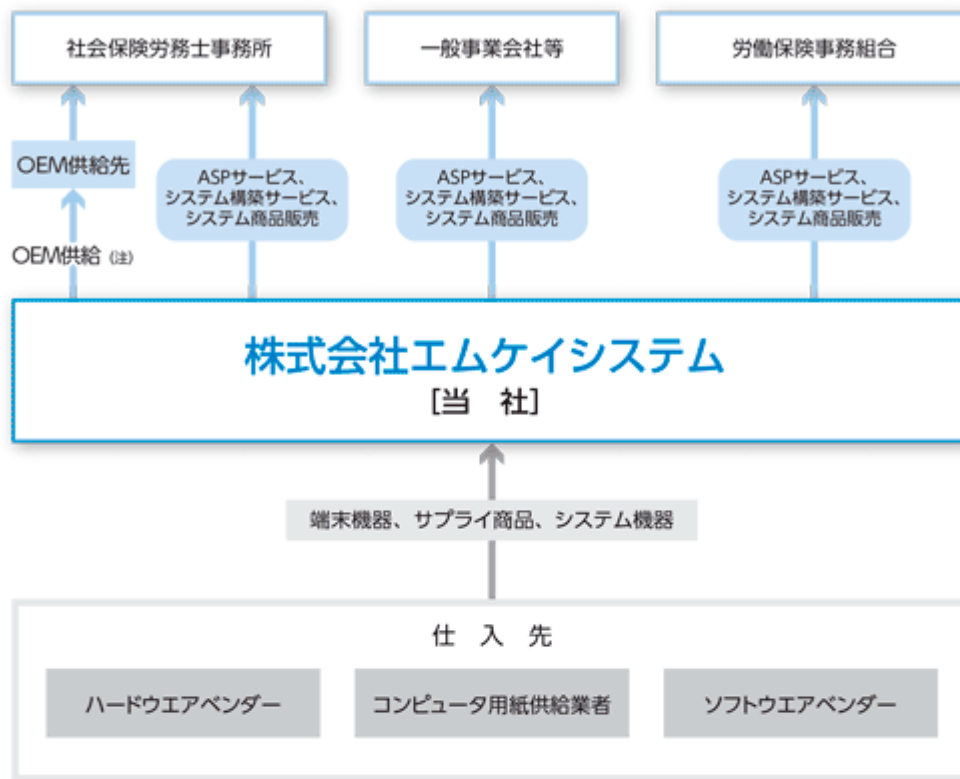
ASPサービスを利用するうえで継続的に必要となる帳票を販売しております。なお、「社労夢」シリーズ関連の各種帳票などの消耗品については当社ホームページ上のオンラインショップでも注文可能となっております

商品群	主な取扱商品
給与計算関連帳票	支給明細表、支給封筒、源泉徴収票、振込依頼書等
労働保険関連帳票	労働保険料徴収及び納付書、資格取得届、報酬月額変更届

③ システム機器

ユーザーの要望に応じて、PC、サーバ等のハードウェア及びそれに付随するソフトウェア等を販売しております。

事業系統図は以下のとおりであります。



(注) OEM供給は、相手先のブランド名で、当社がシステムを構築し、提供しているサービスであります。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月
売上高 (千円)	443,463	512,368	511,333	559,686	674,002
経常利益又は 経常損失 () (千円)	47,626	5,953	40,935	118,050	177,972
当期純利益又は 当期純損失 () (千円)	53,838	12,343	39,297	116,420	123,959
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	40,000	40,000	40,000	40,000	50,000
発行済株式総数 (株)	8,236	8,236	8,236	8,236	8,576
純資産額 (千円)	8,341	4,001	35,296	151,716	292,675
総資産額 (千円)	339,673	306,100	288,362	368,787	572,314
1株当たり純資産額 (円)	1,012.81	485.89	4,285.60	368.42	682.55
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	()	()	()	()	()
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 金額 () (円)	6,537.00	1,498.70	4,771.49	282.71	300.62
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)					
自己資本比率 (%)	2.5	1.3	12.2	41.1	51.1
自己資本利益率 (%)			251.2	124.5	55.8
株価収益率 (倍)					
配当性向 (%)					
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)				114,167	180,323
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)				15,811	18,457
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)				26,198	22,122
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)				183,193	322,936
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数) (人)	29 (3)	26 (3)	29 (3)	28 (4)	31 (4)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。
4. 第22期及び第23期の自己資本利益率については、当期純損失のため記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第22期、第23期及び第26期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。また、第24期及び第25期は潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
6. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 当社は第24期までは、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
8. 前事業年度（第25期）及び当事業年度（第26期）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人により監査を受けておりますが、第22期、第23期及び第24期の財務諸表については、監査を受けておりません。
9. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数（臨時従業員）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
10. 当社は第25期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準委員会第2号 平成22年6月30日）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。なお、平成26年7月31日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、第25期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
11. 当社は、平成26年7月31日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（の部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりになります。なお、第22期、第23期及び第24期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第22期	第23期	第24期	第25期	第26期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
1株当たり純資産額 (円)	20.26	9.72	85.71	368.42	682.55
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	()	()	()	()	()
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 金額 (円)	130.74	29.97	95.43	282.71	300.62
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)					

2 【沿革】

年月	概要
平成元年 2月	大阪市天王寺区に株式会社エムケイ情報システムを資本金5,000千円で設立、商工業者団体向けの会員管理システム、会計システム、労働保険事務組合システム、給与計算並びに年末調整システムの販売を開始。
平成 2年10月	福岡営業所を福岡市博多区に開設。
平成 4年11月	商号を株式会社エムケイ情報システムから、株式会社エムケイシステムに変更。 本社を大阪市天王寺区から中央区へ移転。
平成 5年 4月	福岡営業所を福岡市博多区から中央区に移転。
平成 6年10月	関東営業所を埼玉県浦和市に開設。
平成10年 9月	労働保険事務組合向けパッケージソフト「Elis for Windows」の販売を開始。
平成11年 2月	社会保険労務士事務所向けパッケージソフト「社労夢.net」の販売を開始。
平成13年 2月	関東営業所を埼玉県浦和市から東京都新宿区に移転し、事務所名を東京営業所に変更。
平成14年 9月	本社を大阪市中央区から北区の大阪府社会保険労務士会館に移転。
平成18年 4月	商工会連合会向け「ネットde労保」のASPサービス（注1）を開始。 名古屋営業所を名古屋市中区に開設。
平成18年 6月	月額課金制社会保険労務士事務所向けパッケージソフト「社労夢Lite」の販売を開始。
平成18年10月	社会保険労務士事務所向け「社労夢ハウス」のASPサービスを開始。
平成18年11月	労働保険事務組合向け「ネットde事務組合」のASPサービスを開始。
平成19年 5月	「社労夢ハウス」ユーザー向けの「CLARINET（現 ネットde顧問）」WEBサービスを開始。
平成19年12月	SaaS方式に対応した「ネットde社労夢」の販売を開始。
平成20年11月	二戸開発センターを岩手県二戸市に開設。
平成21年 1月	経済産業省中小企業活性基盤整備事業J-SaaS（注2）に「SaaS de 社労夢J」が採択。
平成23年 7月	プライバシーマークを認証取得。
平成26年 4月	東京営業所を東京都新宿区から港区に移転。
平成26年 6月	一般事業会社向け「社労夢Company Edition」のASPサービスを開始。
平成27年 1月	本社を大阪市北区中崎西に移転。

(注) 1. ASP (Application Service Provider) サービスとは、アプリケーションソフト等のサービスをネットワーク経由で提供するソフトウェアの配布形態のことです。

2. SaaS (Software as a Service) とは、ソフトウェアの機能のうち、ユーザーが必要とするものだけをサービスとして配布し、利用できるようにしたソフトウェアの配布形態のことです。

3 【事業の内容】

当社は、社会保険労務士事務所、労働保険事務組合（注1）における社会保険（注2）、労働保険（注3）、給与計算等の手続きをサポートする業務支援ソフトウェアをASP方式によりサービス提供しております。なお、当社は単一の事業セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しておりますが、販売区分は、ASPサービスの提供や各種サポートにより月額使用料を徴収する「ASPサービス」及びASPサービスの稼働に至るまでの初期設定等の準備作業やホームページ作成及び当社システムのカスタマイズを行う「システム構築サービス」で構成される「クラウドサービス」と、ASP稼働に付随した商品や端末機器の販売、サプライ商品（給与・労働保険関連帳票等）及びシステム機器等の販売を行う「システム商品販売」に区分しております。それぞれの販売区分におけるサービスの内容、主要なサービス及び商品は以下のとおりです。

販売区分	サービスの内容	主要なサービス及び商品
クラウドサービス（注4）		
ASPサービス	社会保険、労働保険等に関して、関連した官公庁に申請する業務支援ソフトウェアをASP方式によりサービス提供しております。また、社会保険、労働保険に付随して、給与計算、就業管理、従業員台帳管理等の人事・勤怠に関する各種ソフトを提供しております。	ネットde社労夢 社労夢ハウス 社労夢Lite ネットde事務組合
システム構築サービス	ASPサービスのユーザーがASPを稼働する際に、初期に発生する準備作業やユーザーごとの簡易ホームページの作成提供に加え、社労夢システムに関連したASP各システムのカスタマイズ受託等を行っております。	初期設定サービス ASP各システムのカスタマイズ
システム商品販売	ASP稼働に付随した商品や端末機器の販売、サプライ商品（給与・労働保険関連帳票等）及びシステム機器等の販売を行っております。	端末機器 サプライ商品 システム機器

- (注) 1. 労働保険事務組合とは、中小事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の認可を受けた団体であります。
2. 社会保険とは、健康保険などの医療保険、厚生年金保険などの年金保険及び介護保険の総称であります。
3. 労働保険とは、雇用保険及び労災保険の総称であります。
4. クラウドサービスとは、ネットワーク上にあるアプリケーションやサーバなどのリソースをネットワーク経由で提供するサービスであります。

1. ASPサービス

ネットde社労夢

社会保険労務士事務所の主要業務の一つである、官公庁に申請を行う社会保険・労働保険等に関する業務支援システムであり、ASP方式によりサービスを提供しております。「ネットde社労夢」を利用することで、社会保険の資格取得・喪失、月額算定基礎届、保険料変更通知等の機能を利用することが可能であり、労働保険では、保険関係成立届、概算・確定申告書、一括有期事業報告書、雇用保険関連の資格取得・喪失届等の機能を利用することが可能です。

また、社会保険労務士事務所と顧問先をインターネットで繋ぐ「ネットde顧問」をオプション機能として利用することが可能であり、利用人数に応じた従量課金としております。「ネットde顧問」は、人事・総務に関する6つの機能からなる総合システムであります。例えば、システムで打刻された顧問先社員のタイムカードデータを、インターネット経由で社会保険労務士事務所が取り込み、給与計算を行うなどの機能があります。

社労夢ハウス

「ネットde社労夢」の上位サービスとして社会保険労務士事務所と顧問先を結ぶ総合的な人事・労務業務支援ネットワークサービスであります。

サービス機能は ネットde社労夢と同様ですが、「ネットde社労夢」オプション機能の「ネットde顧問」は、利用する人数に応じた従量制の課金であるのに対し、「社労夢ハウス」では一定の利用人数までは基本料金内で利用することが可能な点で相違しております。

さらに、上記以外にも社会保険労務士事務所が顧問先に対するコンサルティングに用いるツールとして、労務監査ツール、人材・組織診断システム「CUBIC（キュービック）」、健康診断メンタルヘルスケアサービス等の充実した業務支援コンテンツを提供しております。

社労夢Lite

「ネットde社労夢」の機能のうち、社会保険労務士事務所に必要な最小限の機能だけを抽出したサービスです。パソコン1台で、給与計算から社会保険・労働保険の各種手続き、電子申請まで幅広く対応できるオールインワンのパッケージであり、ユーザーは当社ホームページよりソフトウェアをダウンロードして利用します。「ネットde社労夢」の機能性・使いやすさを維持しながら、低価格で同様のサービスが利用できることが特徴であり、比較的小規模な社会保険労務士事務所に適したサービスであります。

ネットde事務組合

労働保険事務組合向けのASPサービスであり、労働保険の年度更新、電子申請、雇用保険関連の手続き等を支援するシステムであります。

2. システム構築サービス

初期設定サービス

当社のASPサービスを導入する際に必要となる、ユーザーごとのアプリケーション、データエリア、セキュリティ等の設定、ID・パスワードの発行等の初期設定を行うサービスであります。また、社労夢ハウスではユーザーごとの簡易ホームページの作成提供を行っております。

ASP各システムのカスタマイズ

ASP各システムの標準版についてユーザーからカスタマイズの要望があった際に、要望に応じた仕様変更を行っております。

3. システム商品販売

端末機器

ASP各システムを稼働する際にユーザーが使用するソフト及び端末機器であります。

品目	使用目的
<ul style="list-style-type: none"> ・カードリーダー ・カード ・カード認証ソフト ・指紋センサー ・指紋登録ソフト 	勤怠管理等を行うために使用するソフト及び端末機器等であります。
<ul style="list-style-type: none"> ・セキュアde社労夢 	<p>パスワード認証を行う事務所向けセキュリティUSBメモリ（注）であります。</p> <p>利便性とセキュリティを両立する、パスワード認証・ハードウェア強制暗号化などの基本機能の他、詳細なセキュリティポリシーの設定やパスワード忘失時のレスキュー機能などを搭載しております。</p>

(注) セキュリティUSBメモリとは、PCなどに保存したデータを、持ち運ぶ際に起こりうる、ウィルス感染や情報漏洩などを未然に防ぐための暗号化機能等を搭載したUSBメモリであります。

サプライ商品

ASPサービスを利用するうえで継続的に必要となる帳票を販売しております。なお、「社労夢」シリーズ関連の各種帳票などの消耗品については当社ホームページ上のオンラインショップでも注文可能となっております。

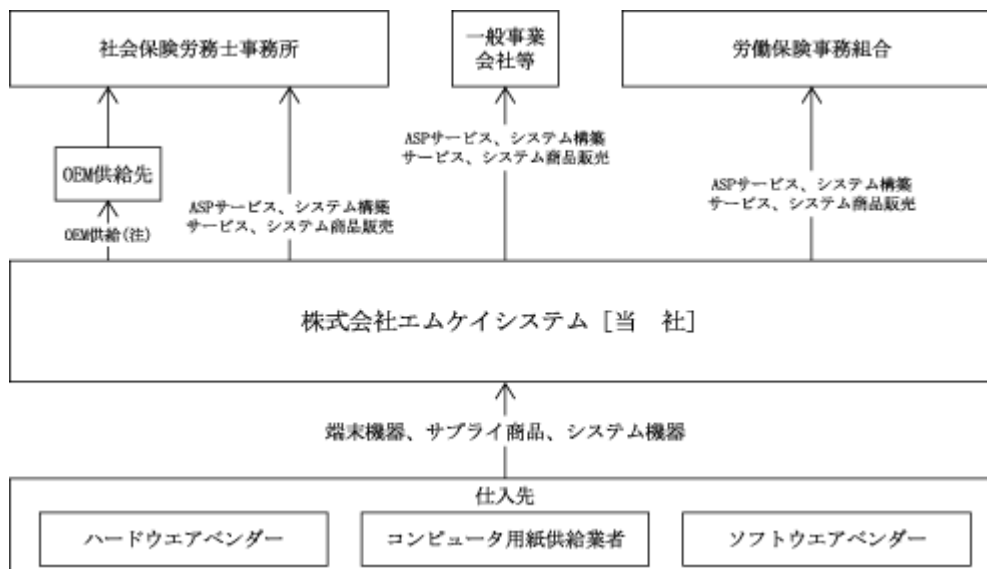
商品群	主な取扱商品
給与計算関連帳票	支給明細表、支給封筒、源泉徴収票、振込依頼書等
労働保険関連帳票	労働保険料徴収及び納付書、資格取得届、報酬月額変更届

システム機器

ユーザーの要望に応じて、PC、サーバ等のハードウェア及びそれに付随するソフトウェア等を販売しております。

当社の事業を事業系統図に示すと、以下のとおりです。

[事業系統図]



(注) OEM供給は、相手先のブランド名で、当社がシステムを構築し、提供しているサービスであります。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成27年1月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
31 (6)	43.1	7.7	4,343

- (注) 1. 当社は単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(臨時従業員)は、最近1年の平均人員を()外数で記載しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第26期事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当事業年度におけるわが国の経済は、新政権による金融緩和をはじめとした各種経済政策等の効果により円安・株高基調が進み、景気回復への明るい兆しが見え始めているものの、消費税率引上げや海外景気の下振れ懸念等により、先行き不透明感も漂う状況にあります。

国内の情報サービス業界では、クラウドコンピューティングに代表されるサービス化の進展の潮流が一層加速しており、情報サービス産業に携わる企業は、受注ソフトウェア開発を中心とした「作る」ビジネスモデルから脱却し、ITサービスを「提供する」ビジネスモデルの構築が必要となり、また、それに伴うビジネス推進のためのリソースの配分、ITサービス提供型の人材育成、といったサービス化を進展するための効果的な施策を、自らの存続を懸けて打ち出していくことが求められております。

この様な環境下において、当社は平成24年12月末日の社会保険労務士事務所向け及び平成25年12月末日の労働保険事務組合向け「社労夢パッケージ」のサポート終了に合わせ、当該パッケージユーザーに対してクラウドコンピューティングによるASPサービスへの移行を推進してまいりました。同時に、他社パッケージユーザーからの新規獲得を行った結果、ASPサービスは、主力の「ネットde社労夢」「社労夢ハウス」「ネットde事務組合」が好調に推移し、ASPサービスの売上高は492,673千円（前年同期比23.6%増）となり、当社の売上高に対するASPサービス売上高の構成比は73.1%と前年度より1.9ポイント上昇し、利益増大に寄与する事が出来ました。

また、システム構築サービスでは、初期設定サービスが伸び悩んだものの、社労夢システムのカスタマイズが堅調に推移した結果、システム構築サービス売上高は75,364千円（前年同期比1.3%減）となり、クラウドサービス全体の売上高は568,038千円（前年同期比19.6%増）となりました。

システム商品販売は、ハードウェア等、システム機器販売が好調に推移した結果、売上高は105,964千円（前年同期比25.1%増）となりました。

以上の結果、売上高674,002千円（前年同期比20.4%増）、営業利益181,815千円（前年同期比49.9%増）、経常利益177,972千円（前年同期比50.8%増）、当期純利益123,959千円（前年同期比6.5%増）となりました。

なお、当社の事業は、単一のセグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第27期第3四半期累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、4月には消費税率引上げに伴い弱い動きが見られたものの、全体としては緩やかな回復基調となりました。

当社の主要顧客である社会保険労務士業界におきましては、政府が主導するe-Gov申請手続き及びマイナンバー制度への対応上、これを契機に申請手続きシステムを導入する事務所数が増加し、当社にとってはフォローの外部環境となりました。

このような状況のもと、当社主催のセミナー等を通じて、クラウドコンピューティングによるASPサービスへの移行を推進し、顧客開拓を行った結果、ASPサービスは、主力の「ネットde社労夢」「社労夢ハウス」「ネットde事務組合」が堅調に推移し、ASPサービスの売上高は415,828千円となりました。

また、システム構築サービスは、初期設定サービスが概ね堅調に推移する中、社労夢システムのカスタマイズ売上が好調に推移し、その結果、システム構築サービス売上高は62,168千円となり、クラウドサービス全体の売上高は477,997千円となりました。

システム商品販売につきましては、サプライ商品販売が伸び悩む中、大型システム案件の受注によるシステム機器販売が寄与し、商品の売上高は84,378千円となりました。

以上の結果、売上高は562,376千円となり、売上総利益は396,945千円、営業利益は165,274千円、経常利益は164,020千円、四半期純利益は100,895千円となりました。

なお、当社の事業は、単一のセグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

第26期事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度と比較し139,743千円増加し、322,936千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は、180,323千円（前年同期114,167千円）となりました。主な増加要因は、税引前当期純利益177,972千円（前年同期118,050千円）、減価償却費20,840千円（前年同期17,916千円）であり、主な減少要因は、売上債権の増加12,423千円（前年同期10,600千円）によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は18,457千円（前年同期15,811千円）となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出7,387千円（前年同期8,416千円）、有形固定資産の取得による支出11,069千円（前年同期7,385千円）によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動に使用した資金は22,122千円（前年同期26,198千円）となりました。これは短期借入れによる収入30,000千円、長期借入れによる収入100,000千円、新株の発行による収入17,000千円、長期借入金の返済156,772千円（前年同期6,840千円）、リース債務の返済12,350千円（前年同期19,358千円）によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は、受注から販売までの期間が短期間であり、期中の受注高と販売高がほぼ同一となるため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

第26期事業年度及び第27期第3四半期累計期間における販売実績を販売区分別に示すと、次のとおりであります。

販売区分の名称	第26期事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		第27期第3四半期累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
	販売高(千円)	前年同期比 (%)	販売高(千円)
クラウドサービス	568,038	119.6	477,997
ASPサービス	492,673	123.6	415,828
システム構築サービス	75,364	98.7	62,168
システム商品販売	105,964	125.1	84,378
合計	674,002	120.4	562,376

(注) 1. 当社は単一セグメントであるため、販売区分別の販売実績を記載しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

1. 次世代ASP製品の開発について

当社の主力製品である社労夢ASPシステムは、マイクロソフト社製のVB6 (Visual Basic6.0) という言語で開発したものであります。この言語はWeb上での稼働に不向きであることから、現状はCitrix社製のMetaFrame (注1) あるいはマイクロソフト社製のRemoteApp (注2) をミドルウェア (注3) として利用し、ASPサービスを提供しております。マイクロソフト社は、VB6のサポートを終了していますが、稼働するオペレーティングシステムがWindows Server 2012である場合、Windows Server 2012のサポートが終了する2023年1月までは実行環境のサポートを行うことを公式に表明しており、当面の悪影響はありません。ただし、Windowsやインターネットなど社労夢システム製品を取り巻く環境は日々進化しており、現状のクライアントサーバ方式のASPサービスを、将来的にも継続して利用できるかについては不確定な状況にあります。また、クライアントサーバ方式では、スピード面、操作面等で改善を図ることに限界があります。そのため、当社ASPサービスの大部分を占める社会保険、労働保険、給与計算等のVB6にて開発されているシステムは、インターネット運用に適した言語によりシステムを再構築していく必要があります。

当社ではこれらの対応として、基本設計の開始に着手しております。

なお、近年開発した顧問先向けサービスである「ネットde顧問」「ネットde給与明細」等は、既に新たなプログラム言語であるマイクロソフト社製のVB.NET (Visual Basic NET) で開発されております。

2. 人材の育成・確保について

(1) ソフト開発技術要員の育成と確保

前述の次世代ASP製品の開発には、Webに最適な画面設計、データベース設計が出来る技術要員が必要となります。また、プログラム作成には、マイクロソフト社のVB.NETの習得のみならず、スマートフォン対応言語（JAVA、Objective-C等）の習得も必要となります。現在、当社の技術開発要員は16名ですが、上記設計が出来る要員は少数であるため、次世代ASP製品の開発を進めるための新規採用と現行の技術開発要員のスキルアップの両面が必要であります。スキルアップについては、当社二戸開発センターの3名が新たな言語に対応出来るため、当該センターの人員を中心に社内研修を行ってまいります。また、新規採用にあたっては、ハローワーク募集のみならず、人材募集サイトの利用や岩手県二戸市の協力等により採用活動を行ってまいります。

(2) サポート要員の育成と確保

当社では、社労夢システム製品をASP方式によりサービス提供しているため、ユーザーからの問合せの内容は、システム製品の機能の操作面に留まらず、サービスを利用するPCやプリンターなどのシステム環境といった幅広い内容にまで及びます。これらの問合せに対するサポート手段としては、電話、FAX、メール、ときには現地訪問により対応しております。また、問合せの件数は、ユーザー数の増加とともに年々増加しております。

したがって、上記の問合せ等の顧客窓口であるサポート要員には、迅速な対応と正確かつ親切な応答が求められており、幅広い知識の習得と顧客の立場・目線に対応することができる要員を育成する必要があります。そのため、開発技術要員と同様に、サポート要員の新規採用についても、ハローワーク募集のみならず人材募集サイトの利用等で新規採用に注力してまいります。また、技術開発要員によるサポート要員への社内勉強会を積極的に開催していくことで、サポート品質の向上に努めてまいります。

3. 一般事業会社等への拡販について

当社は、従来から社会保険労務士事務所、労働保険事務組合を主要顧客としておりますが、当社の売上高の大半が当該顧客に対するものであり、特定業界への依存度が高いため、今後、当社事業の安定的な成長のためには、当該業界以外の事業分野へ事業展開を行っていく必要があります。

そのため、当社の保有するソフトウェア資産（給与計算、就業管理、従業員台帳管理等）を活用して、一般事業会社等への利用拡大を推進してまいります。

- (注) 1. MetaFrameとは、米シトリックス・システムズが開発したWindowsサーバが備えるターミナルサービスを利用するためのクライアントプログラムのことであります。
2. RemoteAppとは、米マイクロソフトが開発したWindowsサーバが備えるターミナルサービスを利用するためのクライアントプログラムのことであります。
3. ミドルウェアとは、アプリケーションプログラムとWindowsなどのOS（オペレーションシステム）の間に位置して、特定の機能やサービスを提供するソフトウェアのことであります。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

また、必ずしもこのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努めております。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

1. 法的規制等、事業環境に関するリスク

社会保険労務士の動向

当社の主要顧客である社会保険労務士事務所は、社会保険労務士法に基づき専業業務として社会保険及び労働保険の手続き代行が認められておりますが、今後、この専業業務に規制緩和等が行われ、他土業が参入し、競争により社会保険労務士の業務量に変化が生じる場合には、当社の業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

労働保険事務組合の動向

当社の主要顧客である労働保険事務組合は、厚生労働大臣の認可を受け、労災保険と雇用保険に関し、事業主から委託を受け、これらの事務手続き及び保険料の納付を行っておりますが、今後、何らかの理由で政府からの認可数が減少する場合、労働保険事務組合向けサービスを提供する当社の業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

社会保険及び労働保険関連法令の改正

当社がユーザーに提供しているシステムは、社会保険及び労働保険関連法令の改正の都度、タイムリーにシステム変更を行っていく必要があります。そのため、今後、大きな改正が行われる場合は、大規模なシステム変更を行う必要があり、当社の業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

電子申請と動向

当社の社会保険、労働保険システムは、平成16年8月から開始された厚生労働省と社会保険庁の電子申請届出システムに対応する電子申請機能を加え、サービス提供を行っております。また、平成18年4月に電子政府の一環として新たに開始されたe-Gov電子申請システムに対して、当社では、運用開始時から電子申請機能が利用可能となるよう多くの技術開発要員と開発工数を投入して対応を図ってまいりました。現時点までは、e-Gov電子申請システムの一括申請やパーソナライズ申請の機能改変について情報収集と調査を継続することで、途切れることなく最新の申請方式を取り入れてまいりました。

しかしながら、今後、平成27年度にe-Gov電子申請システムの大幅な改変が予定されていることに加え、国が導入を推進しているマイナンバー制度への対応が必要になることが想定される中、e-Gov電子申請システムの改訂内容や仕様について正確な情報を収集し、迅速に電子申請機能への対応を行うことができない場合、競合他社に遅れを取り、当社の業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2. サービス提供に関するリスク

外部からのインターネットデータセンターへの攻撃

当社はインターネットを活用したサービス提供を行っておりますが、今日、インターネット上のサーバ攻撃が高度化かつ日常化しており、当社事業の遂行において非常に脅威となっており、当社サーバが外部からのDoS攻撃（注1）の対象となった際は、当社サービスへ影響が及ぶことがあります。

現在は、最新のUTM（統合脅威管理アプライアンス）製品（注2）を導入し、セキュリティ会社から新種の攻撃元や攻撃パターンの自動更新の提供を受けており、既知の攻撃に対する防御を行える構成を採用しております。

しかしながら、世界情勢では国家機関が関与するような大規模な攻撃など、サイバー戦争の発生も非現実的なものではなくっており、万一、当社サーバがこのような組織的な攻撃の対象となった場合に防御できるかは不明確であり、このような脅威が顕在化した場合、当社の主力製品であるインターネット・サービスが提供できなくなる可能性があります。

情報システムの故障・不具合

当社では、ハードウェアは故障するものとの前提に立ったインフラ構築の方針のもと、積極的に冗長化（注3）システムを採用するなどし、ハードウェアの故障が直ちにサービス停止に結び付かないよう設備を整えております。しかしながら、冗長化システムには、「実際の障害検知に遅れが生ずる」「想定した通りの待機系への切替えに失敗する」、「複雑さが増したがため、障害箇所の特定が困難になる」という不確実性もあり、完璧なシステムはありえないのが現実であります。

また、ソフトウェアにも多くの不具合が内包されており、オペレーティングシステムなどセキュリティに直結するものについてはパッチ（注4）の適用をせざるを得ない状況にあります。ベンダーから提供されるネットワーク機器、ストレージ機器、サーバ機器等のファームウェア（注5）についても、ベンダーから推奨されるパッチ適用に対して、想定される様々なリスク等を勘案し、適用の要否を慎重に判断しておりますが、それでも不具合が生じた場合、当社の主力製品であるASPサービスが提供できなくなる可能性があります。

個人情報管理

当社サービスでは、社会保険、労働保険、給与計算等において多くの個人情報が受託管理されており、これらの個人情報流出が発生した場合には、当社及び当社サービスの信頼性の失墜に繋がり、当社の業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、外部からの攻撃対策、提供システムでの不具合対策、社内からのアクセス制限など、システムの最大限の努力を重ねても、個人情報流出を完璧に抑止することは困難であります。特に当社従業員による多量データの流失は、当社の事業遂行上の危険性もあるため、当該対策として当社はプライバシーマークを取得し個人情報管理を徹底しておりますが、万一、情報の漏洩があった場合、損害賠償請求や社会的信用の失墜により、当社の業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害の影響

当社のサービスを提供するサーバは、東日本と西日本にそれぞれ1か所、インターネットデータセンターを運営する会社に設置しております。当該インターネットデータセンターには、インターネットデータセンターの運営会社自身のサーバも設置されており、耐震構造、複数変電所からの電力供給、1日以上自家発電装置など、災害対策への信頼性は高いと判断しております。

しかしながら、東日本大震災を経て見直された巨大地震の最大被害想定は、従来の被害想定を超えた甚大なものとなっております。インターネットデータセンターも被災しないとは断言できないものとなっております。また、インターネットデータセンター自体の被災は免れた場合でも、通信回線や電話局に大きな被害が発生すると、復旧には相当な日数を要する可能性があり、このような不測の事態が発生した場合、当社の業績や財政状態、事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権について

当社は、ソフトウェアの開発を自社で行っておりますが、当社で開発されたソフトウェアにかかる知的財産権について、これまで、当社は第三者より知的財産権に関する侵害訴訟等を提起されたことはありませんが、ソフトウェアに関する技術革新の顕著な進展により、当社のソフトウェアが第三者の知的財産権に抵触する可能性を的確に想定、判断できない可能性があります。また、当社の業務分野において認識していない特許等が成立している場合、当該第三者より損害賠償及び使用差し止めの訴えや、当該訴えに対する法的手続き諸費用の発生等により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

システムへの開発投資について

当社の主力製品である社労夢ASPシステムの次期バージョンは、マイクロソフト社製のVB.NET（Visual Basic NET）というプログラム言語を用い大幅なリニューアルを実施中であります。当該システムの開発コストは、ソフトウェアとして資産化され、リリース後にソフトウェア償却費として複数年に亘り計上される予定ですが、開発投資が想定より多額となる場合、また、対応するシステム利用料が計画通り増加しない場合は、当社の業績や財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

3. 人材及び組織に関するリスク

代表取締役社長 三宅 登への依存について

当社の代表取締役である三宅 登は、社会保険及び労働保険に関する豊富な知識と経験、同業界において豊富な人脈を有しており、当社の事業運営にあたって重要な役割を果たしております。

現在、権限委譲を進め組織的な経営体制の構築途上ではありますが、何らかの理由により同氏の業務執行が困難となった場合には、当社の業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

人材の確保・育成について

当社は、従業員数が31名（平成27年1月末現在）と小規模な組織で運営しておりますが、今後、技術者を中心に優秀な人材を獲得し、事業規模の拡大に対応していく方針であります。

しかしながら、人材獲得が計画どおりに進まなかった場合、また、重要な人材が社外流出した場合は、事業運営への障害、事業拡大への制約要因となり、当社の業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4. 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は平成26年3月18日開催の臨時株主総会の決議に基づき、当社の取締役及び従業員に対して新株予約権（ストック・オプション）を付与しております。

本書提出日現在、新株予約権による潜在株式は15,000株であり、発行済株式総数及び潜在株式数の合計の3.38%に相当しております。

これらは、当社の業績向上への意欲と士気（インセンティブ）を高めることを目的として実施しており、必ずしも既存株主の利害と相反するものではないと考えておりますが、新株予約権の行使が行われた場合には、当社株式の1株当たりの価値は希薄化いたします。

- (注) 1. DoS攻撃とは、相手のコンピュータやルータなどに大量なデータを送信して使用不能に陥らせたり、トラフィックを増大させて相手のネットワークを妨害したり、停止させる攻撃のことです。
2. UTM(統合脅威管理アプライアンス)製品は、コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威から、ネットワークを効率的かつ包括的に保護するものです。
3. 冗長化とは、システムの一部に何らかの障害が発生した場合に備えて、障害発生後でもシステム全体の機能を維持し続けられるように予備装置を平常時からバックアップとして配置し運用しておくことです。
4. パッチとは、コンピュータにおいてプログラムの一部分を更新してバグ修正や機能変更を行なうためのデータのことであります。
5. ファームウェアとは、ハードウェアの基本的な制御を行うために機器に組み込まれたソフトウェアのことです。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、決算日における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような経営者の見積り及び予測を必要としております。当社は、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、見積り及び予測を行っております。

(2) 財政状態の分析

第26期事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(資産)

当事業年度末の総資産は、前事業年度に比べ流動資産が159,582千円増加（前年同期比51.9%増）、固定資産が43,944千円増加（前年同期比71.4%増）した結果、資産の部は203,527千円増加し、572,314千円（前年同期比55.2%増）となりました。

主な増加要因は、売上高増加に伴う現金及び預金の増加139,747千円（前年同期比68.8%増）、売掛金の増加12,423千円（前年同期比13.0%増）、サーバ設備等への投資に伴う工具、器具及び備品の増加4,955千円（前年同期比61.4%増）、サーバ設備への投資に伴うリース資産の増加23,195千円（前年同期比425.5%増）、ソフトウェアの増加1,515千円（前年同期比18.5%増）であります。

(負債)

当事業年度末の負債は、前事業年度末に比べ流動負債が58,002千円増加（前年同期比47.5%増）、固定負債が4,565千円増加（前年同期比4.8%増）した結果、負債の部は62,567千円増加し、279,638千円（前年同期比28.8%増）となりました。

主な増加要因は、未払金の増加9,118千円（前年同期比74.4%増）、未払法人税等の増加60,726千円（前年同期比3,735.0%増）、リース債務の増加20,259千円（前年同期比182.4%増）であります。

(純資産)

当事業年度末の純資産は、前事業年度に比べ140,959千円増加し、292,675千円（前年同期比92.9%増）となり、自己資本比率は51.1%となりました。

増加要因は、当期純利益の増加による繰越利益剰余金の増加123,959千円であります。

第27期第3四半期累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

（資産）

当第3四半期会計期間末の総資産は、前事業年度に比べ流動資産が43,367千円減少、固定資産が72,603千円増加した結果、資産の部は29,235千円増加し、601,550千円となりました。

主な増加要因は、売掛金の増加14,939千円、建物の増加5,210千円、工具、器具及び備品の増加7,243千円、建設仮勘定の増加40,462千円、ソフトウェアの増加11,931千円、差入保証金の増加10,552千円であり、主な減少の要因は、現金及び預金の減少60,349千円であります。

（負債）

当第3四半期会計期間末の負債は、前事業年度と比べ流動負債が52,867千円減少、固定負債が18,791千円減少した結果、負債の部は71,659千円減少し、207,978千円となりました。

主な減少要因は、未払法人税等の減少29,495千円、短期借入金の減少30,000千円、長期借入金の減少13,336千円であります。

（純資産）

当第3四半期会計期間末の純資産は、前事業年度と比べ100,895千円増加し、393,571千円となりました。

この増加要因は、四半期純利益100,895千円の増加であります。

(3) 経営成績の分析

第26期事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

売上高

当事業年度の売上高は674,002千円（前事業年度559,686千円）となり、前事業年度に比べ114,316千円の増加（前年同期比20.4%増）いたしました。主な変動要因については、本書「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」に記載のとおりであります。

売上原価・売上総利益

当事業年度の売上原価は220,932千円（前事業年度195,153千円）となり、前事業年度に比べ25,779千円増加（前年同期比13.2%増）いたしました。

内訳といたしましては、クラウドサービス売上原価の増加6,708千円（前年同期比4.4%増）、システム商品販売の売上原価の増加19,071千円（前年同期比43.5%増）によるものであります。

この結果、売上総利益は453,069千円（前事業年度364,533千円）となり、88,536千円の増加（前年同期比24.3%増）となりました。

販売費及び一般管理費・営業利益

当事業年度の販売費及び一般管理費は271,253千円（前事業年度243,269千円）となり、前事業年度に比べ27,984千円増加（前年同期比11.5%増）いたしました。

内訳といたしましては、役員報酬の増加5,657千円（前年同期比10.8%増）、法定福利費の増加1,494千円（前年同期比10.4%増）、諸手数料の増加15,079千円（前年同期比104.3%増）等による増加要因が、減価償却費の減少2,708千円（前年同期比43.9%減）等の減少要因を上回ったことによるものであります。

この結果、営業利益は181,815千円（前事業年度121,263千円）となり、60,551千円の増加（前年同期比49.9%増）となりました。

営業外損益・経常利益

当事業年度の営業外収益は462千円（前事業年度2,074千円）となり、1,611千円減少（前年同期比77.7%減）いたしました。営業外費用は4,305千円（前事業年度5,288千円）となり、982千円減少（前年同期比18.6%減）いたしました。

この結果、経常利益は177,972千円（前事業年度118,050千円）となり、59,922千円の増加（前年同期比50.8%増）となりました。

当期純利益

当事業年度の法人税、住民税及び事業税は62,358千円（前事業年度1,630千円）、法人税等調整額は8,346千円となりました。その結果、当期純利益は123,959千円（前事業年度116,420千円）となり、前事業年度に比べ7,539千円増加（前年同期比6.5%増）いたしました。

第27期第3四半期累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

売上高

当第3四半期累計期間の売上高は、562,376千円となりました。主な変動要因については、本書「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」に記載のとおりであります。

売上原価・売上総利益

当第3四半期累計期間の売上原価は165,430千円となりました。

この結果、売上総利益は396,945千円となりました。

販売費及び一般管理費・営業利益

当第3四半期累計期間の販売費及び一般管理費は231,671千円となりました。

この結果、営業利益は165,274千円となりました。

営業外損益・経常利益

当第3四半期累計期間の営業外収益は242千円となり、営業外費用は1,496千円となりました。

この結果、経常利益は164,020千円となりました。

四半期純利益

当第3四半期累計期間の法人税、住民税及び事業税は61,949千円、法人税等調整額は1,175千円となりました。

その結果、四半期純利益は100,895千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況

第26期事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当事業年度のキャッシュ・フローの状況の分析については、本書「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営戦略の現状と見通しについて

クラウドによるサービス提供の優位性を生かして、社会保険労務士及び労働保険事務組合市場に対し深耕するとともに、一般会社市場の開拓に努めてまいります。また、次世代ASP製品の開発に注力するとともに、当該ASP製品の開発・変更等を行うための人材の育成・確保に取り組む所存であります。

なお、詳細につきましては、本書「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおりであります。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社は、事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる事項及び投資者の投資判断、あるいは当社の事業活動を理解する上で重要と考えられる事項について、リスク発生の可能性を認識した上で、その発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。

なお、詳細につきましては、本書「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第26期事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当事業年度の設備投資総額は55,285千円で、その主な内訳は、インターネットデータセンター関連のサーバの取得等であります。また、当事業年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社は単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

第27期第3四半期累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

当第3四半期累計期間の設備投資総額は96,936千円で、その主な内訳は、本社及び東京営業所移転に伴う建物等52,784千円、インターネットデータセンター関連のサーバの取得等11,954千円、ソフトウェアの開発等30,967千円であります。また、当第3四半期累計期間における重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社は単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

2 【主要な設備の状況】

当社における事業所別設備及び従業員配置の状況は、次のとおりであります。なお、当社は単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

平成26年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額 (千円)						従業員数 (人)
		建物 及び構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース資産 (有形固定資産)	その他	合計	
本社及び大阪営業所 (大阪市北区)	事業所	334	13,021	()	28,646	15,820	57,822	23 (3)
社宅等 (福岡市中央区)	厚生施設	5,155		16,284 (64.41)			21,440	

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 帳簿価額のうち、「その他」は無形固定資産（ソフトウェア9,692千円、ソフトウェア仮勘定5,210千円、電話加入権917千円）であります。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（臨時従業員）は、最近1年の平均人員を（ ）外数で記載しております。
5. 「社宅等」は、平成26年2月まで福岡営業所として活動していましたが、福岡営業所の移転に伴い社宅として利用しております。
6. 上記の他、他の者から賃借している設備の内容及び年間賃借料（共益費を含む）は下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	賃借及び リース期間	年間賃借料 及びリース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
本社及び大阪営業所 (大阪市北区)	事務所（建物）	1年間の自動更新	9,199	
東京営業所 (東京都新宿区)	事務所（建物）	2年間の自動更新	4,125	
東京営業所 (東京都港区)	事務所（建物）	2年間の自動更新	11	
名古屋営業所 (名古屋市中区)	事務所（建物）	2年間の自動更新	890	
二戸開発センター (岩手県二戸市)	事務所（建物）	1年間の自動更新	480	
福岡営業所 (福岡市中央区)	事務所（建物）	2年間の自動更新		

東京営業所は平成26年4月に東京都新宿区から東京都港区に移転しております。
福岡営業所は平成26年2月に移転しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成27年1月31日現在)

当社は単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
本社 (大阪市北区)	サーバ等	15,000		増資資金	平成27年4月	平成28年3月	(注)2
本社 (大阪市北区)	ソフトウェア	34,000		増資資金	平成27年4月	平成28年3月	(注)2
本社 (大阪市北区)	サーバ等	15,000		増資資金	平成28年4月	平成29年3月	(注)2
本社 (大阪市北区)	ソフトウェア	16,000		増資資金	平成28年4月	平成29年3月	(注)2

(注)1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難であるため記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	1,600,000
計	1,600,000

(注) 平成26年6月27日開催の株主総会決議により、平成26年7月31日を効力発生日として、株式分割にともなう定款変更が行われ、発行可能株式総数は1,568,000株増加し、1,600,000株となっております。

【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	428,800	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。(注)
計	428,800		

(注) 平成26年6月27日開催の取締役会決議により、平成26年7月31日を効力発生日として、普通株式1株につき50株の割合で株式分割しております。これにより、株式数は420,224株増加し、発行済株式総数は428,800株となっております。また、平成26年7月31日付で単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

第2回新株予約権（平成26年3月20日発行）		
	最近事業年度末現在 (平成26年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年1月31日)
新株予約権の数（個）	300	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	300（注）1	15,000 （注）1、4
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり50,000 （注）2	1株当たり1,000 （注）2、4
新株予約権の行使期間	平成28年3月21日から 平成33年3月20日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	発行価格 1,000 資本組入額 500 （注）4
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法による優遇税制を受ける場合には、譲渡することができない。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

（注）1．新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

2．新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

3．新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が任期満了を理由に当社の取締役を退任した場合、または、新株予約権者が定年を理由に当社を退職した場合及びグループ会社への転籍により退任・退職した場合で、当社の取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知したときは、引続き新株予約権を退任・退職後1年間行使することができる。

新株予約権者は、新株予約権の割当日後、権利行使時まで、禁錮刑以上の刑に処せられていないこと、当社の就業規則により降任・降格以上の制裁を受けていないこと、及び当社指定の書面により新株予約権の全部または一部を破棄する旨を申し出ていないことを要する。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

上記の行使期間にかかわらず、当社の株式が日本国内の金融商品取引所に上場するまでは行使することができない。

その他の権利行使の条件は、取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。

4．平成26年6月27日開催の取締役会決議により、平成26年7月31日を効力発生日として、普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年3月20日 (注)1	340	8,576	10,000	50,000	7,000	17,000
平成26年7月31日 (注)2	420,224	428,800		50,000		17,000

(注) 1. 有償第三者割当 発行価格50,000円 資本組入額29,412円

主な割当先 エムケイシステム従業員持株会、当社従業員

2. 株式分割(1:50)による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

平成27年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)				16			64	80	
所有株式数 (単元)				250			4,037	4,287	100
所有株式数 の割合(%)				5.8			94.2	100	

(注) 平成26年6月27日開催の株主総会決議により、平成26年7月31日付で単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成27年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 428,700	4,287	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	100		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	428,800		
総株主の議決権		4,287	

(注) 平成26年6月27日開催の株主総会決議により、平成26年7月31日付で単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

【自己株式等】

平成27年1月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
計					

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法に基づき、平成26年3月18日の臨時株主総会及び取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年3月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 20名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、設立以来、経営体質の強化及び設備投資先、将来の事業展開に備えるために内部留保を優先し、配当を実施した実績はありませんが、今後は株主への利益還元と内部留保充実のバランスを考慮しながら、業績と市場動向に応じて柔軟に対応することを基本方針としてまいります。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化と継続的な拡大・発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本方針とし、株主総会にて決議いたします。

なお、当社は、取締役会決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		三宅 登	昭和30年2月26日生	昭和55年4月 東芝ビジネスコンピュータ株式会社 (現 東芝ソリューション販売株式会 社)入社 平成2年4月 株式会社エムケイ情報システム(現 当社)入社 平成3年3月 当社代表取締役社長(現任)	(注2)	209,750
取締役	経営企画室長	朝倉 嘉嗣	昭和20年8月8日生	昭和43年4月 株式会社東芝入社 平成7年4月 東芝情報機器株式会社出向 平成11年4月 同社転籍 平成14年4月 東芝関西アイエス株式会社 代表取締役社長 平成16年4月 関東東芝情報機器株式会社(現 関東 東芝情報機器システム株式会社)代 表取締役社長 平成17年9月 当社入社 当社 取締役 平成21年4月 当社 取締役経営企画室長(現任)	(注2)	23,000
取締役	技術一部長	中村 一三	昭和23年12月12日生	昭和43年12月 日本ソフトウェア株式会社入社 昭和47年8月 株式会社ソーシアルサイエンスラボ ラトリ(現 株式会社富士通ソーシ アルサイエンスラボラトリ)入社 昭和49年10月 日本応用システム株式会社入社 昭和57年10月 日本総合システム株式会社入社 平成12年4月 株式会社ヒューマック 常務取締役 平成16年10月 当社入社 技術部長 平成17年4月 当社 取締役技術部長 平成21年4月 当社 取締役技術一部長(現任)	(注2)	18,000
取締役	管理部長	宮本 妙子	昭和36年5月25日生	昭和56年4月 株式会社河合楽器製作所入社 昭和59年7月 株式会社大阪トスパック(現 東芝ソ リューション販売株式会社)入社 平成2年10月 株式会社エムケイ情報システム(現 当社)入社 平成18年4月 当社 管理部長 平成18年10月 当社 取締役管理部長(現任)	(注2)	17,650
取締役	技術二部長	荒木 正暢	昭和39年11月9日生	平成元年4月 日本エス・イー株式会社(現 ネク ストウェア株式会社)入社 平成20年7月 当社入社 技術部長 平成21年4月 当社 技術二部長 平成21年6月 当社 取締役技術二部長(現任)	(注2)	4,000
監査役 (常勤)		佐藤 勝義	昭和35年4月5日生	昭和56年4月 スポーツ振興株式会社 入社 昭和61年2月 株式会社第一教研(現 株式会社ウィ ザス) 入社 平成12年3月 株式会社トリドール 入社 平成17年1月 株式会社パワーマネージメント 入 社 平成19年9月 株式会社ナガオカ 入社 平成23年6月 株式会社なんつね 入社 平成26年3月 当社入社 平成26年6月 当社 監査役(現任)	(注3)	2,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		野村 公平	昭和23年 5月12日生	昭和50年 4月 弁護士登録 中安法律事務所入所 昭和52年 4月 西川・野村法律事務所（現 野村総合 法律事務所）設立（現任） 平成11年 4月 大阪弁護士会副会長 平成12年 3月 同会 副会長退任 平成16年 6月 アルインコ株式会社 監査役（現 任） 平成19年 2月 当社 監査役（現任）	(注3)	
監査役		石川 勝啓	昭和29年 7月 8日生	昭和52年 4月 神吉会計事務所入所 昭和54年 8月 村方武久税理士事務所入所 昭和57年 5月 石川勝啓税理士事務所設立（現任） 平成20年 6月 当社 監査役（現任）	(注3)	
計						274,400

- (注) 1. 監査役 野村 公平及び石川 勝啓は、社外監査役であります。
2. 取締役の任期は、平成26年 3月期に係る定時株主総会終結の時から平成27年 3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査役の任期は、平成26年 3月期に係る定時株主総会終結の時から平成30年 3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

（コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方）

当社は、経営理念である「1. お客様に価値あるサービスを提供しお客様と共に発展する。2. 会社を永続的に発展させ、社員の生活の安定と向上をはかる。3. 常に豊かな価値を創造し、社会に貢献する企業を目指す。」を追求し、継続的な企業価値の向上を達成するために、経営の公正性と透明性を高め、コンプライアンス体制の充実、積極的な情報開示に取り組んでまいります。

企業統治の体制

当社は監査役会制度を採用しており、会社法に規定する株主総会、取締役会、監査役会を、会社の機関として設置しております。

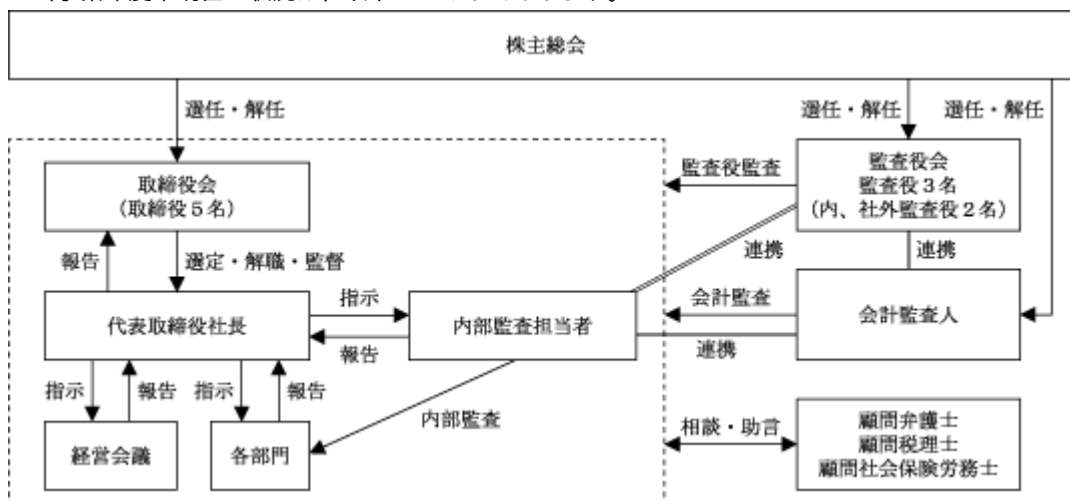
取締役会は社内取締役 5名で構成されております。毎月 1 回の定時取締役会、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催し、業務の意思決定及び取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行っております。なお、経営に対する牽制機能を果たすべく、監査役が毎回取締役会に出席しております。

監査役会は 3名（うち社外監査役 2名）で構成されており、法令、定款及び監査役会規程に従い、監査役間の意見交換を実施するほか、監査方針、年間監査計画等を決定しております。なお、顧問弁護士、顧問税理士及び顧問社会保険労務士から、コーポレート・ガバナンス体制、法律面等について適宜指導を受けております。

また、取締役、常勤監査役、部長及びその他代表取締役社長が指名した者で構成される、経営会議を毎月 1 回開催し、重要事項の審議、決裁を行うほか、月次業績の状況、各部門の活動状況に関する報告を行っております。

[当社コーポレート・ガバナンス体制の概要]

当事業年度末現在の状況は、以下のとおりであります。



内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制の整備をするため、平成19年9月に「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会で決議、平成26年6月に以下の内容に改定し、この方針に基づいた運営を行っております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 「企業倫理規程」、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスマニュアル」を制定し、法令・定款及び社会規範を遵守するよう啓蒙・教育活動を推進する。
- 代表取締役社長は、コンプライアンス総括責任者として管理部長を任命し、管理部において、コンプライアンス体制の構築、維持、整備にあたる。
- 内部通報制度として、管理部長、常勤監査役、顧問弁護士を通報窓口とする体制を構築し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。通報者は不利益な扱いを受けない。
- 監査役は、「監査役会規程」、「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行状況を監査する。法令及び定款に適合しない又はその恐れがあると判断したときは取締役会で意見を述べ、状況によりその行為の差止めを請求できる。
- 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、取締役及び使用人の法令・定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性につき、定期的に内部監査を実施し、代表取締役社長にその結果を報告する。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 株主総会及び取締役会の議事、その他重要な情報については、法令及び「文書管理規程」他の諸規程に基づき、適切に記録し、定められた期間保存する。
- 代表取締役社長は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理について、管理部長を総括責任者として任命する。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- リスク管理に関し、必要な規程及びマニュアルを整備し、横断的な会合を行なうことで、リスクの早期発見と未然防止を図る。
- 代表取締役社長は、リスク管理体制を明確化するため、経営企画室長をリスク管理に関する総括責任者として任命する。

- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を招集し、法定事項・重要事項の決議及び業務執行状況の報告を行う。
 - ・ 「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等、各種社内規程を整備し、権限委譲及び責任の明確化を図り、効率的かつ適正な職務の執行が行われる体制を構築する。
- e. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 現在、当社に子会社等は存在しないが、将来において子会社等を設立する場合には、企業集団全体で内部統制の徹底を図るべく所要の体制を整備する。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、内部監査担当の使用人を監査役を補助すべき使用人として指名することができる。
 - ・ 指名された使用人への指揮命令権は、監査役が指定する補助すべき期間中は監査役に委譲されたものとし、取締役からの指揮命令を受けない。
- g. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 監査役は、必要に応じていつでも、取締役会及びその他重要と思われる会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取する。
 - ・ 監査役は、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めることとする。
- h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、毎月1回以上監査役会を開催し、監査役間の情報交換・協議を行うことにより、監査の実効性を高める。
 - ・ 監査役は、代表取締役社長、監査法人、内部監査担当者と定期的に会合を持ち、それぞれ意見交換を行うことにより監査の実効性を高める。
- i. 財務報告の適正性を確保するための体制
- ・ 財務報告の適正性を確保するため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。
- j. 反社会的勢力排除に向けた体制
- ・ 反社会的勢力対応マニュアルを定め、反社会的勢力との取引を一切遮断するとともに、反社会的勢力からの被害を防止する体制とする。

リスク管理体制の整備の状況

リスク管理につきましては、各取締役から定期的実施される業務執行状況の報告等を通じ、重要なリスク発生の可能性把握を行い、把握されたリスクへの対応方針を明確にするとともに、対応責任者となる取締役を定めるものとしております。

内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、社長の命により管理部長及び経営企画室長の2名が内部監査担当者としてこれにあたり、会社の財産及び業務を適正に把握し、各部門の業務執行が法令や社内規程に違反することのないよう内部牽制体制を構築しており、定期的に内部監査を実施し、監査の結果を社長に報告し、改善の必要がある場合は是正指示を当該部門に出しております。

監査役監査につきましては、年次の監査計画に基づき実施しております。また監査役全員が毎月開催される取締役会に出席しており、取締役と同水準の情報に基づいた監査が実施できる環境が整備されております。

会計監査の状況

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、監査を受けております。また、平成26年10月3日の臨時株主総会において、同監査法人を会計監査人に選任しております。なお、当社と同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。

当社の業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員：柳 承煥、宮内 威

継続監査年数については、2名とも7年以内であるため記載を省略しております。

- ・監査業務に係る補助者

公認会計士3名、その他3名

社外取締役及び社外監査役

当社の社外監査役の2名は、出席する会議において、各々の豊富な経験、専門知識等に基づく指摘、助言を行い、当社の企業経営の効率性、透明性の向上、健全性の確保に寄与しております。なお、社外監査役と当社との間に、人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

また、当社は社外取締役を選任しておりませんが、独立性の高い社外監査役2名を選任し、取締役会における積極的な意見交換、計画的な監査を実施することで、経営の監視機能を十分に果たすことができる体制としております。

しかしながら、より経営の透明性と公正性を強化し、少数株主の意見を取締役の業務執行に反映すべく、社外取締役候補の選任を進めております。

なお、社外取締役または社外監査役の選任にあたり、当社には独立性に関する基準又は方針を明確に定めたものではありませんが、その選任に際しては、見識及び専門的な知識を備えるとともに、独立した立場から客観的かつ適切な監督及び監査が遂行できるかという点を重視して個別に判断しております。

内部監査、監査役監査の相互連携

監査役会と内部監査担当者の連携については、各々が独立の立場で各監査を行うとともに、監査役会は、内部監査の計画についてあらかじめ報告を受けるとともに、監査役の監査に有用な情報の提供等に関する意見交換を行い、また、内部監査担当者は、監査役の要請に応じて監査役職務の補助業務を行うほか、内部監査の過程で得た情報及びその監査結果について監査役会に報告、意見交換を行う等、情報の共有を図り、有効かつ効率的な監査の実施に努めております。

役員報酬等の内容

イ 当社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	50,320	50,320				5
監査役 (社外監査役を除く。)	5,497	5,497				1
社外監査役	2,100	2,100				2

(注) 役員ごとの報酬等の総額につきましては、1億円以上を支給している役員はありませんので、記載を省略しております。

ロ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

役員の報酬については、株主総会の決議により、取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額が決定されております。各取締役及び監査役の報酬額は、取締役会の決議、監査役については、監査役会の協議により決定されております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

その他

イ 取締役の定数

当社の取締役は、8名以内とする旨を定款で定めております。

ロ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

ハ 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外監査役との間で契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

ニ 会計監査人との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、会計監査人との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めておりますが、現在、当該契約は締結しておりません。

ホ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に 基づく報酬（千円）	非監査業務に 基づく報酬（千円）	監査証明業務に 基づく報酬（千円）	非監査業務に 基づく報酬（千円）
3,600		6,000	

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は特に定めておりませんが、当社の事業規模、監査日数及び業務の特性等を勘案して、当社及び監査公認会計士等の両者で協議の上報酬額を決定しております。

第5 【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第3項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、前事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成26年3月26日内閣府令第19号）附則第2条第1項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）及び当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けている太陽ASG有限責任監査法人は、平成26年10月1日に名称を変更し、太陽有限責任監査法人となりました。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けている太陽ASG有限責任監査法人は、平成26年10月1日に名称を変更し、太陽有限責任監査法人となりました。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容及び変更等について当社への影響を適切に把握するために、監査法人の主催する研修等に参加する他、専門的知識を有する団体等が発信する情報を積極的に取り入れ、財務諸表等の適正性確保に取り組んでおります。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	203,221	342,968
売掛金	95,797	108,221
商品	4,978	3,915
貯蔵品	234	85
前払費用	3,504	3,497
繰延税金資産		7,738
その他	42	1,012
貸倒引当金	571	648
流動資産合計	307,208	466,791
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1 5,880	5,489
車両運搬具（純額）	40	0
工具、器具及び備品（純額）	8,065	13,021
土地	1 16,284	16,284
リース資産（純額）	5,451	28,646
有形固定資産合計	2 35,723	2 63,442
無形固定資産		
ソフトウェア	8,177	9,692
ソフトウェア仮勘定		5,210
電話加入権	917	917
無形固定資産合計	9,095	15,820
投資その他の資産		
出資金	80	80
長期前払費用	1,194	
差入保証金	15,386	25,472
繰延税金資産		608
その他	98	98
投資その他の資産合計	16,759	26,259
固定資産合計	61,578	105,522
資産合計	368,787	572,314

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	6,101	5,383
短期借入金		30,000
1年内返済予定の長期借入金	1 60,844	20,004
リース債務	8,744	8,506
未払金	12,261	21,379
未払費用	9,164	10,990
未払法人税等	1,625	62,352
未払消費税等	6,404	6,539
前受金	1,937	152
賞与引当金	12,115	13,395
その他	2,913	1,411
流動負債合計	122,112	180,114
固定負債		
長期借入金	1 92,594	76,662
リース債務	2,364	22,861
固定負債合計	94,958	99,523
負債合計	217,070	279,638
純資産の部		
株主資本		
資本金	40,000	50,000
資本剰余金		
資本準備金	10,000	17,000
その他資本剰余金	12,180	12,180
資本剰余金合計	22,180	29,180
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	89,536	213,495
利益剰余金合計	89,536	213,495
株主資本合計	151,716	292,675
純資産合計	151,716	292,675
負債純資産合計	368,787	572,314

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(平成26年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	282,619
売掛金	123,161
商品	4,703
貯蔵品	368
前払費用	2,371
繰延税金資産	6,580
その他	4,355
貸倒引当金	736
流動資産合計	423,424
固定資産	
有形固定資産	
建物(純額)	10,700
車両運搬具(純額)	0
工具、器具及び備品(純額)	20,457
土地	16,284
リース資産(純額)	22,483
建設仮勘定	40,462
有形固定資産合計	110,388
無形固定資産	
ソフトウェア	21,623
ソフトウェア仮勘定	8,411
電話加入権	917
無形固定資産合計	30,953
投資その他の資産	
出資金	70
差入保証金	36,025
繰延税金資産	590
その他	98
投資その他の資産合計	36,784
固定資産合計	178,126
資産合計	601,550

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(平成26年12月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	3,547
1年内返済予定の長期借入金	20,004
リース債務	7,395
未払金	19,341
未払費用	12,374
未払法人税等	32,856
未払消費税等	17,660
賞与引当金	7,611
その他	6,455
流動負債合計	127,247
固定負債	
長期借入金	63,326
リース債務	17,405
固定負債合計	80,731
負債合計	207,978
純資産の部	
株主資本	
資本金	50,000
資本剰余金	29,180
利益剰余金	314,391
株主資本合計	393,571
純資産合計	393,571
負債純資産合計	601,550

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
売上高		
クラウドサービス売上高	474,998	568,038
商品売上高	84,688	105,964
売上高合計	559,686	674,002
売上原価		
クラウドサービス売上原価	151,280	157,989
商品売上原価		
商品期首たな卸高	3,688	4,978
当期商品仕入高	45,162	61,880
合計	48,850	66,858
商品期末たな卸高	4,978	3,915
商品売上原価	43,872	62,943
売上原価合計	195,153	220,932
売上総利益	364,533	453,069
販売費及び一般管理費	1 243,269	1 271,253
営業利益	121,263	181,815
営業外収益		
受取利息	19	32
受取配当金	1	1
受取手数料	644	35
仕入割引	116	307
助成金収入	700	
保険解約返戻金	467	
雑収入	125	84
営業外収益合計	2,074	462
営業外費用		
支払利息	4,608	4,252
雑損失	679	52
営業外費用合計	5,288	4,305
経常利益	118,050	177,972
税引前当期純利益	118,050	177,972
法人税、住民税及び事業税	1,630	62,358
法人税等調整額		8,346
法人税等合計	1,630	54,012
当期純利益	116,420	123,959

【クラウドサービス売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	91,349	60.4	98,672	62.5
経費	2	59,930	39.6	59,316	37.5
クラウドサービス売上原価		151,280	100.0	157,989	100.0

(注) 1 労務費の主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
給与手当	67,448	72,891
法定福利費	11,332	11,956

2 経費の主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
インターネットデータ センター経費	32,011	31,843
減価償却費	11,745	17,378
ソフトウェア外注費	3,440	5,875
保守料	12,732	4,219

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
売上高	562,376
売上原価	165,430
売上総利益	396,945
販売費及び一般管理費	231,671
営業利益	165,274
営業外収益	
受取利息	19
受取配当金	1
仕入割引	221
営業外収益合計	242
営業外費用	
支払利息	1,494
雑損失	1
営業外費用合計	1,496
経常利益	164,020
税引前四半期純利益	164,020
法人税、住民税及び事業税	61,949
法人税等調整額	1,175
法人税等合計	63,124
四半期純利益	100,895

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	40,000	10,000	12,180	22,180	26,884	35,296	35,296
当期変動額							
当期純利益					116,420	116,420	116,420
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	116,420	116,420	116,420
当期末残高	40,000	10,000	12,180	22,180	89,536	151,716	151,716

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	40,000	10,000	12,180	22,180	89,536	151,716	151,716
当期変動額							
新株の発行	10,000	7,000		7,000		17,000	17,000
当期純利益					123,959	123,959	123,959
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	10,000	7,000	-	7,000	123,959	140,959	140,959
当期末残高	50,000	17,000	12,180	29,180	213,495	292,675	292,675

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	118,050	177,972
減価償却費	17,916	20,840
貸倒引当金の増減額（ は減少）	60	77
受取利息及び受取配当金	20	34
支払利息	4,608	4,252
売上債権の増減額（ は増加）	10,600	12,423
たな卸資産の増減額（ は増加）	1,012	1,212
仕入債務の増減額（ は減少）	918	717
賞与引当金の増減額（ は減少）	577	1,279
未払消費税等の増減額（ は減少）	1,968	134
その他	10,729	6,976
小計	119,900	185,617
利息及び配当金の受取額	16	30
利息の支払額	4,110	3,691
法人税等の支払額	1,638	1,632
営業活動によるキャッシュ・フロー	114,167	180,323
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	7,385	11,069
無形固定資産の取得による支出	8,416	7,387
出資金の払込による支出	10	
投資活動によるキャッシュ・フロー	15,811	18,457
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）		30,000
長期借入れによる収入		100,000
長期借入金の返済による支出	6,840	156,772
リース債務の返済による支出	19,358	12,350
新株の発行による収入		17,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	26,198	22,122
現金及び現金同等物に係る換算差額		
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	72,156	139,743
現金及び現金同等物の期首残高	111,036	183,193
現金及び現金同等物の期末残高	183,193	322,936

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

商品・・・先入先出法

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては5年、販売用ソフトウェアについては3年の定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるために、支給見込額の当期負担分を計上しております。

4．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1．たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

商品・・・先入先出法

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては5年、販売用ソフトウェアについては3年の定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるために、支給見込額の当期負担分を計上しております。

4．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（減価償却方法の変更）

当事業年度より、法人税法の改正に伴い、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

（1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用）

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）、
「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日）及び
「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。

この適用により、翌事業年度の貸借対照表日後において株式分割を行いました。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
建物	5,467千円	
土地	16,284千円	
計	21,752千円	
	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
1年内返済予定長期借入金	1,200千円	
長期借入金	17,500千円	
計	18,700千円	

2 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	57,169千円	73,257千円

(損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は、前事業年度49%、当事業年度52%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は、前事業年度51%、当事業年度48%であり、主要な費目は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	当事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
給与手当	48,883千円	48,183千円
法定福利費	14,370千円	15,864千円
地代家賃	15,854千円	15,360千円
減価償却費	6,170千円	3,462千円
貸倒引当金繰入額	60千円	77千円
賞与引当金繰入額	4,466千円	5,223千円
旅費交通費	19,014千円	21,382千円
諸手数料	14,456千円	29,536千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	8,236			8,236

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	8,236	340		8,576

(変動事由の概要)

新株の発行による増加 340株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)
現金及び預金	203,221千円	342,968千円
預入期間が3か月を超える定期預金	20,028千円	20,032千円
現金及び現金同等物	183,193千円	322,936千円

(リース取引関係)

前事業年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース

リース取引開始日が平成20年 3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：千円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	10,489	10,020	468
ソフトウェア	23,035	23,035	
合計	33,524	33,055	468

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	487千円
1年超	83千円
合計	571千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	4,434千円
減価償却費相当額	3,914千円
支払利息相当額	107千円

(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

リース取引開始日が平成20年 4月 1日以後の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

主として、ソフトウェアやサーバ等の事務機器であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

主として、サーバ等の事務機器であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、運転資金、設備資金についてはまず営業キャッシュ・フローで獲得した資金を投入し、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。なお、有価証券及びデリバティブ取引に代表される変動リスクのある商品には投資は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

現金及び預金は、現金、流動性預金及び1年内に満期の到来する定期性預金であります。預金は、預け入れ先の金融機関の信用リスクに晒されております。

営業債権である売掛金は、取引先の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金金利の変動リスクに晒されております。借入金の使途は、主として運転資金（短期）及び設備資金（長期）であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、与信管理規程に基づき、営業債権に関して、営業担当者が各取引先について毎月信用限度額と売掛債権残高を対比することにより、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、入金の確認できない取引先については、サービスの利用停止措置をとるなど対処し、債権保全に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)を参照ください。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	203,221	203,221	
(2) 売掛金	95,797	95,797	
資産計	299,019	299,019	
(1) 買掛金	6,101	6,101	
(2) 未払金	12,261	12,261	
(3) 未払法人税等	1,625	1,625	
(4) 未払消費税等	6,404	6,404	
(5) 長期借入金()	153,438	152,761	676
(6) リース債務()	11,108	10,586	522
負債計	190,939	189,741	1,198

() 1年内返済予定のものを含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金及び(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等及び(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元金金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(6) リース債務

元金金の合計額を同様の新規リースを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
差入保証金	15,386

差入保証金については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)
現金及び預金	203,221	
売掛金	95,797	
合計	299,019	

(注4) 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	60,844	17,424	45,736	6,000	5,750	17,684
リース債務	8,744	2,364				
合計	69,588	19,788	45,736	6,000	5,750	17,684

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、運転資金、設備資金についてはまず営業キャッシュ・フローで獲得した資金を投入し、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。なお、有価証券及びデリバティブ取引に代表される変動リスクのある商品には投資は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

現金及び預金は、現金、流動性預金及び1年以内に満期の到来する定期性預金であります。預金は、預け入れ先の金融機関の信用リスクに晒されております。

営業債権である売掛金は、取引先の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は金利の変動リスクに晒されております。借入金の用途は、主として運転資金（短期）及び設備資金（長期）であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、与信管理規程に基づき、営業債権に関して、営業担当者が各取引先について毎月信用限度額と売掛債権残高を対比することにより、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、入金が確認できない取引先については、サービスの利用停止措置をとるなど対処し、債権保全に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください。）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	342,968	342,968	
(2) 売掛金	108,221	108,221	
資産計	451,190	451,190	
(1) 買掛金	5,383	5,383	
(2) 短期借入金	30,000	30,000	
(3) 未払金	21,379	21,379	
(4) 未払費用	10,990	10,990	
(5) 未払消費税等	6,539	6,539	
(6) 未払法人税等	62,352	62,352	
(7) 長期借入金（ ）	96,666	96,222	443
(8) リース債務（ ）	31,368	31,228	139
負債計	264,679	264,095	583

（ ） 1年内返済予定のものを含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金及び(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払費用、(5) 未払消費税等及び(6) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(8) リース債務

元利金の合計額を同様の新規リースを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
差入保証金	25,472

差入保証金については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)
現金及び預金	342,968	
売掛金	108,221	
合計	451,190	

(注4) 短期借入金、長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	30,000					
長期借入金	20,004	20,004	20,004	18,337	18,317	
リース債務	8,506	7,179	7,069	7,357	1,254	
合計	58,510	27,183	27,073	25,694	19,571	

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 20名
株式の種類及び付与数 (注)1.2	普通株式 15,000株
付与日	平成26年3月20日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使時において当社の取締役、監査役、または従業員の地位にあることを要します。その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成28年3月21日～平成33年3月20日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成26年7月31日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成26年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第2回新株予約権
権利確定前 (株)	
前事業年度末	
付与	15,000
失効	
権利確定	
未確定残	15,000
権利確定後 (株)	
前事業年度末	
権利確定	
権利行使	
失効	
未行使残	

(注) 平成26年7月31日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式を記載しております。

単価情報

	第2回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,000
行使時平均株価 (円)	
付与日における公正な評価単価 (円)	

(注) 平成26年7月31日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式を記載しております。

2. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第2回新株予約権の公正な評価単価は未公開企業であるため、単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、ディスカウント・キャッシュ・フロー方式及び純資産方式との併用により算出した価額を勘案して算定しております。なお、算定の結果、付与時点における株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額と同額のため単位当たりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロとして算定しております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	千円

(税効果会計関係)

前事業年度（平成25年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	4,711千円
未払費用	680千円
減価償却費超過額	649千円
繰越欠損金	6,601千円
その他	238千円
繰延税金資産小計	12,881千円
評価性引当額	12,881千円
繰延税金資産合計	千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	38.89%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.68%
住民税均等割等	1.38%
評価性引当額の増減	40.95%
その他	0.38%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.38%

当事業年度（平成26年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	2,125千円
賞与引当金	4,897千円
未払費用	715千円
減価償却費超過額	608千円
その他	238千円
繰延税金資産小計	8,584千円
評価性引当額	238千円
繰延税金資産合計	8,346千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	39.38%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.01%
住民税均等割等	0.92%
評価性引当額の増減	7.10%
地方税還付額	2.25%
軽減税率の適用による影響	0.47%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.28%
その他	1.41%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.35%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、従来の38.89%から37.07%に変更されております。

なお、この変更による影響額は軽微であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社の事業は、単一セグメントですので、記載は省略しております。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社の事業は、単一セグメントですので、記載は省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

販売区分	クラウドサービス		システム商品販売	合計
	ASPサービス	システム構築サービス		
外部顧客への売上高	398,616	76,382	84,688	559,686

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

販売区分	クラウドサービス		システム商品販売	合計
	ASPサービス	システム構築サービス		
外部顧客への売上高	492,673	75,364	105,964	674,002

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	三宅 登			当社代表 取締役社長	(被所有) 直接41.28	債務被保証 不動産賃貸借 被保証	当社の借入 に対する 債務保証 (注2)	153,438		
							当社の不動産 契約に對 する保証 (注3)			
							当社リース 債務に對 する保証 (注4)	1,205		

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社は金融機関に対する借入債務につき、代表取締役社長 三宅登より保証を受けております。
なお、保証料等の支払は行っておりません。3. 当社は不動産賃貸借契約につき、代表取締役社長 三宅登より保証を受けております。
なお、保証料等の支払は行っておりません。4. 当社は、当社とリース会社とのリース契約につき、代表取締役社長 三宅登より保証を受けております。
なお、保証料等の支払は行っておりません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	三宅 登			当社代表 取締役社長	(被所有) 直接48.91	不動産賃貸 借被保証	当社の不動産 契約に對 する保証 (注)			

(注) 当社は不動産賃貸借契約につき、代表取締役社長 三宅登より保証を受けております。

なお、保証料等の支払は行っておりません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	368.42円	682.55円
1株当たり当期純利益金額	282.71円	300.62円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当事業年度は潜在株式はあるものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

なお、前事業年度は潜在株式が存在しておりません。

2. 当社は、平成26年6月27日開催の取締役会により、平成26年7月31日を効力発生日として、普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(会計方針の変更)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

この適用により、翌事業年度の貸借対照表日後において株式分割を行いました。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の、当事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額 18,421円12銭

1株当たり当期純利益金額 14,135円52銭

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
当期純利益(千円)	116,420	123,959
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	116,420	123,959
普通株式の期中平均株式数(株)	411,800	412,350
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要		新株予約権1種類(新株予約権の数300個)。これらの詳細は、「第4提出会社の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	151,716	292,675
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	151,716	292,675
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	411,800	428,800

（重要な後発事象）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

株式の分割及び単元株制度の導入

平成26年6月27日開催の取締役会の決議に基づき、平成26年7月31日付で、以下のとおり株式分割を行っております。また、同日付をもって単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

1 株式分割及び単元株制度導入の目的

株式単位当たりの金額の引下げを行うことで株式の流動性を高めることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度の採用をしております。

2 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成26年7月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式について、1株につき50株の割合をもって分割しております。

(2) 株式分割による増加株式数

普通株式 420,224株

(3) 株式分割後の発行済株式総数

普通株式 428,800株

(4) 株式分割の効力発生日

平成26年7月31日

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

3 単元株制度の採用

普通株式の単元株式数を100株といたしました。

4 発行可能株式総数の増加

平成26年6月27日開催の取締役会決議により、平成26年7月31日付で株式分割に伴う定款変更が行われ発行可能株式総数は1,568,000株増加し、1,600,000株となっております。

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
減価償却費	19,208千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業は、単一セグメントですので、記載は省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	235円30銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	100,895
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	100,895
普通株式の期中平均株式数(株)	428,800

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 当社は、平成26年6月27日開催の取締役会により、平成26年7月31日を効力発生日として、普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】（平成26年3月31日現在）

【有価証券明細表】

【株式】

該当事項はありません。

【債券】

該当事項はありません。

【その他】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	20,028			20,028	14,538	390	5,489
車両運搬具	4,923			4,923	4,923	40	0
工具、器具及び備品	28,544	11,196		39,740	26,719	6,241	13,021
土地	16,284			16,284			16,284
リース資産	23,111	32,610		55,722	27,075	9,415	28,646
有形固定資産計	92,893	43,806		136,700	73,257	16,087	63,442
無形固定資産							
ソフトウェア	173,642	6,267		179,910	170,218	4,752	9,692
ソフトウェア仮勘定		5,210		5,210			5,210
電話加入権	917			917			917
無形固定資産計	174,560	11,478		186,039	170,218	4,752	15,820

(注) 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

工具、器具及び備品	インターネットデータサーバ及びネットワーク 機器	9,456千円
	二戸開発用サーバ	1,134千円
	技術開発用サーバ	485千円
リース資産	社内使用 回線冗長化及びストレージ装置等	23,565千円
	社内使用 サーバ	9,045千円
ソフトウェア	社内使用 販売管理等	3,895千円
ソフトウェア仮勘定	販売目的 社労夢CE開発等	3,800千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金		30,000	0.95	
1年以内に返済予定の長期借入金	60,844	20,004	0.98	
1年以内に返済予定のリース債務	8,744	8,506	5.24	
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）	92,594	76,662	0.98	平成31年1月
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）	2,364	22,861	4.24	平成28年4月～平成30年7月
その他有利子負債				
合計	164,546	158,034		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く）の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	20,004	20,004	18,337	18,317
リース債務	7,179	7,069	7,357	1,254

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	571	648		571	648
賞与引当金	12,115	13,395	12,115		13,395

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】（平成26年3月31日現在）

現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	289
預金	
当座預金	132,210
普通預金	167,420
定期預金	20,032
定期積立預金	23,015
計	342,679
合計	342,968

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
ペリトランス株式会社	2,863
社会保険労務士事務所決断サポート	1,527
社会保険労務士法人TMC	1,341
株式会社日本自動調節器製作所	1,216
事務組合大阪労務事務所	791
その他	100,480
合計	108,221

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 （千円） （A）	当期発生高 （千円） （B）	当期回収高 （千円） （C）	当期末残高 （千円） （D）	回収率（%） $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間（日） $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
95,797	707,702	695,278	108,221	86.53	52.6

（注）消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

商品

区分	金額 (千円)
バックヤード端末・サプライ商品等	3,915
合計	3,915

貯蔵品

区分	金額 (千円)
収入印紙・切手・回数券	85
合計	85

買掛金

相手先	金額 (千円)
富士フイルムイメージングシステムズ株式会社	1,452
東芝情報機器株式会社	1,085
株式会社ロータリービジネス	789
デル株式会社	588
株式会社ヒューマンテクノロジーズ	558
その他	909
合計	5,383

短期借入金

区分	金額 (千円)
株式会社りそな銀行	30,000
合計	30,000

長期借入金

区分	金額 (千円)
株式会社りそな銀行	96,666 (20,004)
合計	96,666 (20,004)

(注) () は内書で1年内返済予定額であり、貸借対照表では「1年内返済予定の長期借入金」として、流動負債に計上しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社 本店 東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社 無料 (注) 1 .
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。 ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 公告掲載URL http://www.mks.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1 . 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が株式会社東京証券取引所に上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

2 . 当社の株主は、その所有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部 【特別情報】

第1 【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は連動子会社を有していませんので、該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第 1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成24年6月7日	協和ビジネスフォーム株式会社 代表取締役社長 湯浅 勝	大阪府守口市南寺方南通3-14-12	特別利害関係者等(大株主上位10名)	三宅 登	大阪府吹田市	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	100	10,000(100)(注)4	破産管財人からの要請による
平成24年10月17日	平良 昌志	大阪市東淀川区		三宅 登	大阪府吹田市	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	20	50,000(2,500)(注)5	所有者の事情による
平成25年6月17日	新久保 一美	大阪府東大阪市	特別利害関係者等(大株主上位10名)	三宅 登	大阪府吹田市	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	695	6,950,000(10,000)(注)5	所有者の事情による
平成25年6月17日	三浦 弘通	東京都江東区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	三宅 登	大阪府吹田市	特別利害関係者等(当社代表取締役社長、大株主上位10名)	100	1,000,000(10,000)(注)5	所有者の事情による
平成25年6月17日	湯川 信子	大阪府豊中市		宮本 妙子	大阪市港区	特別利害関係者等(当社取締役、大株主上位10名)	10	100,000(10,000)(注)5	所有者の事情による

(注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）への上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下1において同じ）が、上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成24年4月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第229条の3第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（の部）」に記載することとされております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとしております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとしております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者.....役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下、「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社

4. 移動価格は、弁護士が算定した価格に基づき、譲渡人と譲受人が協議のうえ、決定いたしました。

5. 移動価格は、純資産方式に基づき算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議のうえ、決定いたしました。

6. 平成26年6月27日開催の取締役会決議により、平成26年7月31日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式	新株予約権
発行年月日	平成26年3月20日	平成26年3月20日
種類	普通株式	第2回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	340株	300株
発行価格	50,000円 (注)5	1株につき50,000円 (注)6
資本組入額	29,412円	25,000円
発行価額の総額	17,000千円	15,000千円
資本組入額の総額	10,000千円	7,500千円
発行方法	有償第三者割当	平成26年3月18日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)3、4

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当を行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当を受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成26年3月31日であります。
2. 同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当を受けた者との間で、割当を受けた株式（以下「割当株式」という。）を、原則として、割当を受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する旨の確約を行っております。
 3. 同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当を受けた者（臨時従業員）との間で、割当を受けた募集新株予約権（以下「割当新株予約権」という。）を、原則として、割当を受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日（当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日）まで所有する旨の確約を行っております。
 4. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当を受けた役員又は従業員（臨時従業員を除く）等との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として割当を受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する旨の確約を行っております。

5. 株式の発行価格は、ディスカウント・キャッシュ・フロー方式及び純資産方式との併用により算出した価格を勘案して、決定しております。
6. 新株予約権の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、ディスカウント・キャッシュ・フロー方式及び純資産方式との併用により算出した価格を勘案して、決定しております。
7. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

行使時の払込金額	1株につき50,000円
行使期間	平成28年3月21日から 平成33年3月20日まで
行使の条件	<p>新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が任期満了を理由に当社の取締役を退任した場合、または、新株予約権者が定年を理由に当社を退職した場合及びグループ会社への転籍により退任・退職した場合で、当社の取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知したときは、引続き新株予約権を退任・退職後1年間行使することができる。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権の割当後、権利行使時まで、禁錮刑以上の刑に処せられていないこと、当社の就業規則により降任・降格以上の制裁を受けていないこと、及び当社指定の書面により新株予約権の全部または一部を破棄する旨を申し出ていないことを要する。</p> <p>新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>上記の行使期間にかかわらず、当社の株式が日本国内の金融商品取引所に上場するまでは行使することができない。</p> <p>その他の権利行使の条件は、取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。ただし、租税特別措置法による優遇税制を受ける場合には、譲渡することができない。

8. 平成26年6月27日開催の取締役会決議により、平成26年7月31日を効力発生日として、普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、発行年月日が平成26年7月31日以前の新株予約権に係る「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の数値で記載しております。

2 【取得者の概況】

株 式

取得者の氏名 又は名称等	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
エムケイシステム 従業員持株会	大阪市北区中崎西 2-4-12 梅田センタービル30階	当社の従業員 持株会	200	10,000,000 (50,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
佐藤 勝義	大阪市住吉区	会社役員	40	2,000,000 (50,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
三宅 隆	横浜市旭区	会社員	40	2,000,000 (50,000)	当社の臨時従業員
渡辺 則夫	大阪市都島区	会社員	40	2,000,000 (50,000)	当社の従業員
赤木 孝一	大阪府阪南市	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の従業員

- (注) 1. 佐藤勝義は、平成26年6月27日の株主総会において監査役に選任されたため、特別利害関係者等(当社の監査役)となっております。
2. 平成26年7月31日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「価格(単価)」及び「割当株数」は、当該株式分割前の数値で記載しております。

第2回新株予約権

取得者の氏名 又は名称等	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
朝倉 嘉嗣	東京都品川区	会社役員	30	1,500,000 (50,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、当社の取締役)
中村 一三	千葉県習志野市	会社役員	30	1,500,000 (50,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、当社の取締役)
宮本 妙子	大阪市港区	会社役員	30	1,500,000 (50,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、当社の取締役)
荒木 正暢	大阪府高槻市	会社役員	30	1,500,000 (50,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、当社の取締役)
三宅 隆	横浜市旭区	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の臨時従業員
赤木 孝一	大阪府阪南市	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の従業員
渡辺 則夫	大阪市都島区	会社員	20	1,000,000 (50,000)	当社の従業員
児玉 裕明	神戸市東灘区	会社員	10	500,000 (50,000)	当社の従業員
久 武史	大阪府富田林市	会社員	10	500,000 (50,000)	当社の従業員
山口 貴裕	京都府向日市	会社員	10	500,000 (50,000)	当社の従業員
宅間 寿美代	大阪府八尾市	会社員	10	500,000 (50,000)	当社の従業員
和気 明秀	京都市東山区	会社員	8	400,000 (50,000)	当社の従業員
田澤 清行	岩手県二戸市	会社員	8	400,000 (50,000)	当社の従業員
服部 弘	千葉県市川市	会社員	8	400,000 (50,000)	当社の従業員
松岡 宏志	千葉県白井市	会社員	8	400,000 (50,000)	当社の従業員
丸山 耕史	大阪市平野区	会社員	8	400,000 (50,000)	当社の従業員
山口 智也	大阪市北区	会社員	8	400,000 (50,000)	当社の従業員
田中 圭子	大阪府門真市	会社員	8	400,000 (50,000)	当社の臨時従業員
長島 明根	大阪市中央区	会社員	4	200,000 (50,000)	当社の従業員
竹口 弘之	埼玉県川口市	会社員	4	200,000 (50,000)	当社の従業員
金枝 隆博	大阪市北区	会社員	4	200,000 (50,000)	当社の従業員
須田 克敏	大阪市住吉区	会社員	4	200,000 (50,000)	当社の従業員
谷岡 彩夏	兵庫県尼崎市	会社員	4	200,000 (50,000)	当社の従業員
佐藤 大介	岩手県二戸市	会社員	4	200,000 (50,000)	当社の従業員

(注) 平成26年7月31日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「価格(単価)」及び「割当株数」は分割前の数値で記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
三宅 登(注)1、2	大阪府吹田市	209,750	47.26
エムケイシステム 従業員持株会(注)2	大阪市北区中崎西2-4-12 梅田センタービル30階	62,100	13.99
朝倉 嘉嗣(注)2、3	東京都品川区	24,500 (1,500)	5.52 (0.34)
中村 一三(注)2、3	千葉県習志野市	19,500 (1,500)	4.39 (0.34)
宮本 妙子(注)2、3	大阪市港区	19,150 (1,500)	4.32 (0.34)
株式会社日本自動調節器製作所 (注)2	大阪市城東区中央1-2-23	10,000	2.25
内野 恒樹(注)2、6	さいたま市浦和区	6,000	1.35
荒木 正暢(注)2、3	大阪府高槻市	5,500 (1,500)	1.24 (0.34)
渡辺 則夫(注)2、6	大阪市都島区	3,000 (1,000)	0.68 (0.23)
三宅 隆(注)2、5	横浜市旭区	3,000 (1,000)	0.68 (0.23)
新加 幸次郎(注)2	奈良県橿原市	2,000	0.45
田丸 真弓(注)2	東京都文京区	2,000	0.45
田丸 拓也(注)2	東京都文京区	2,000	0.45
内堀 克俊(注)2	名古屋市名東区	2,000	0.45
佐藤 勝義(注)2、4	大阪市住吉区	2,000	0.45
赤木 孝一(注)6	大阪府阪南市	2,000 (1,000)	0.45 (0.23)
所有株式数 1,000株の株主 63名		63,000	14.20
所有株式数 500株の株主 4名(注)6		2,000 (2,000)	0.45 (0.45)
所有株式数 400株の株主 7名(注)6		2,800 (2,800)	0.63 (0.63)
所有株式数 300株の株主 1名(注)6		300	0.07
所有株式数 200株の株主 6名(注)6		1,200 (1,200)	0.27 (0.27)
計		443,800 (15,000)	100.00 (3.38)

- (注) 1. 特別利害関係者等(当社代表取締役社長)
2. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
3. 特別利害関係者等(当社取締役)
4. 特別利害関係者等(当社監査役)
5. 特別利害関係者等(当社代表取締役社長の二親等内の血族)
6. 当社従業員(臨時従業員を含む。)
7. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
8. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成27年 2月 4日

株式会社エムケイシステム
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柳 承 煥

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 内 威

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エムケイシステムの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エムケイシステムの平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年 2月 4日

株式会社エムケイシステム
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柳 承 煥

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 内 威

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エムケイシステムの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エムケイシステムの平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月4日

株式会社エムケイシステム
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柳 承 煥

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 内 威

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エムケイシステムの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第27期事業年度の第3四半期会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エムケイシステムの平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。